

# ERINA REPORT

ECONOMIC RESEARCH INSTITUTE FOR NORTHEAST ASIA

## ERINA REPORT 121

特集：中国の地域経済と地域政策

Special Feature: China's Regional Economies and Regional Policy

■中国の都市システムー都市規模を抑制するのは合理的か？ 岡本信広

China's Urban System: Is it rational to curb city size? (Summary)

OKAMOTO, Nobuhiro

■中国における都市化事業費の調達ー地方債の起債についてー 徐一睿

The Procurement of Funding for Urbanization Project Expenditure in China:  
Regional debt bond issuance (Summary)

XU, Yirui

■中国の国境隣接地方の地域発展戦略の形成と実態ー中央と地方の関係を中心にー  
穆堯芊、天野祐子

The Formation of Regional Development Strategies for China's Border  
Regions and the Actual Situation Thereof: With a focus on the relationship  
between center and region (Summary)

MU, Yaoqian, AMANO, Sachiko

2014  
DECEMBER  
No. 121

# 目 次

## 特集：中国の地域経済と地域政策

### Special Feature: China's Regional Economies and Regional Policy

■特集にあたって……………	1
ERINA調査研究部研究主任 穆堯芋	
On the Special Feature ……………	2
MU, Yaoqian, Associate Senior Research Fellow, Research Division, ERINA	
■中国の都市システム－都市規模を抑制するのは合理的か？……………	3
大東文化大学国際関係学部教授 岡本信広	
China's Urban System: Is it rational to curb city size? (Summary) ……………	11
OKAMOTO, Nobuhiro, Professor, Department of International Relations, Daito Bunka University	
■中国における都市化事業費の調達－地方債の起債について……………	12
嘉悦大学経営経済学部専任講師 徐一睿	
The Procurement of Funding for Urbanization Project Expenditure in China: Regional debt bond issuance (Summary) ……………	20
XU, Yirui, Full-Time Lecturer, Faculty of Management and Economics, Kaetsu University	
■中国の国境隣接地方の地域発展戦略の形成と実態－中央と地方の関係を中心に……………	21
ERINA調査研究部研究主任 穆堯芋	
駒澤大学非常勤講師 天野祐子	
The Formation of Regional Development Strategies for China's Border Regions and the Actual Situation Thereof : With a focus on the relationship between center and region (Summary) ……………	31
MU, Yaoqian, Associate Senior Research Fellow, Research Division, ERINA AMANO, Sachiko, Part-Time Lecturer, Komazawa University	
■会議・視察報告	
◎「北東アジア国際観光会議 in 北九州会議」報告－北東アジア地域間の国際観光振興と 協力に向けて……………	32
ERINA特別研究員 鈴木伸作	
◎「第1回創造的観光国際フェスティバル」(ロシア連邦・ハバロフスク市) 報告……………	34
ERINA特別研究員 鈴木伸作	
■北東アジア動向分析……………	36
■研究所だより……………	41

## 特集：中国の地域経済と地域政策

### 特集にあたって

ERINA 調査研究部研究主任 穆堯芋

中国の地域問題に関する本誌の特集は、103号、109号、115号に続いて本号（121号）が4回目となり、2000年代後半から始まる地方主導による地域発展戦略の展開と地域経済の実態を検討してきた。内外の専門家の協力を得て中国地域経済の最新事情を考察し、年1回のペースで特集を組んだ。本号では、都市化、地方債務、周辺国戦略の側面から中国の地域問題をアプローチし、3人の研究者に寄稿していただいた。以下、それぞれの論文の内容を簡単に紹介する。

岡本信広論文「中国の都市システム－都市規模を抑制するのは合理的か？」は、ランクサイズルールを用いて中国の合理的な都市規模を分析した。中国の「新型都市化」政策は、都市規模によって人口をコントロールしようとしており、1,000万人を超える北京、上海、天津、重慶、広州などの大都市は人口抑制の対象となっている。中国政府は、大都市への急速な人口流入による混乱を避けたいところであろう。しかし、ランクサイズルールの検証では、大都市の抑制は合理的でないことがわかった。中国は大都市、とくに人口300万人以上の大都市は、まださらなる拡大が必要である。地域開発戦略の一環として行われている都市圏や都市群の発展は大都市抑制の代替可能な戦略であり、交通機関の発達によって、さらに大きな都市群や都市圏を作ることには可能である。

徐一睿論文「中国における都市化事業費の調達－地方債の起債について－」は、都市化事業費の調達方法としての地方債に焦点を絞って、地方債の改革の背景や経緯、その問題点と課題を明らかにした。急速な都市化に伴う都市整備やインフラ投資といった都市化関連事業に対する資金的

ニーズが高まっている。中国では、地方政府に地方債の起債権を与え、土地に依存した地方財政システムの脱却を目指した改革が進められている。2009年に「予算法」で規制されている地方債を解禁し、2009年、2010年の財政部による代理発行・代理返済、2011年から2013年までの一部の地域の自主発行・代理返済の実験を経て、2014年から10の地域で自主発行・自主返済の実験を始めた。さらに、2014年8月31日に開催された第12期全国人民代表大会常務委員会において、20年ぶりに「予算法」が大幅に修正され、地方政府が地方債を発行できることが「予算法」に明記されるようになった。また、省以下の起債体制を考察しながら、地方政府による信用力供与の問題や地方政府融資プラットフォーム（Local Government Financing Vehicles, LGFV）との関係を検討した。

穆堯芋・天野祐子論文「中国の国境隣接地方の地域発展戦略の形成と実態－中央と地方の関係を中心に－」は、内陸国境地域に認められた、国際協力の促進を目的とする発展戦略に着目し、その具体的な策定・実施状況を考察して形成過程を明らかにし、中央政府による国際戦略の一部を地方政府に担わせる実態を分析した。地方政府は、隣接国との経済外交を展開する際に、権限・組織・資金など様々な制約を受けており、国全体の役割を担うには限界がある。また、地方政府の施策の重点は省内大都市に置かれる傾向があり、経済活動の少ない遠方の国境地域に分けられる予算は限られている。広西チワン族自治区や吉林省で見られるように、地方政府による国際協力活動は、不安定な国際情勢に大きく影響されている。

本特集が、皆様の中国理解の一助になれば幸いである。

## *On the Special Feature: China's Regional Economies and Regional Policy*

MU, Yaoqian

Associate Senior Research Fellow, Research Division, ERINA

The special features in this publication concerning China's regional issues have now reached this issue (No. 121), continuing on from Nos. 103, 109 and 115, and they have been examining the development of the local-led regional development strategies beginning in the second half of the 2000s and the actual situation on regional economies. Reviewing the latest situation on China's regional economies, obtaining the cooperation of specialists within and without Japan, we have put together a special feature at a pace of one per year. For this issue, approaching China's regional issues from the aspects of urbanization, regional debt, and strategies for neighboring countries, we received contributions from three researchers. I shall briefly introduce the content of their respective papers below.

The paper by Nobuhiro Okamoto, "China's Urban System: Is it rational to curb city size?", analyzed the rational city size for China, utilizing the rank-size rule. China's "New-Style Urbanization" policy is attempting to control population depending on the size of the city, and with in excess of 10 million people, the big cities such as Beijing, Shanghai, Tianjin, Chongqing, and Guangzhou have become the target cities for the curbing of population. The Chinese government wants to avoid turmoil from the rapid influx of population to the big cities. However, with the rank-size-rule evaluation, it was found that the constraining of large cities is not rational. For China a further expansion is necessary of large cities, and in particular those with a population over 3 million. The development of metropolitan regions and city clusters, which is being undertaken as part of regional development strategies, is a strategy able to substitute for the constraining of large cities, and creating yet larger city clusters and metropolitan regions via the development of transportation will be possible.

The paper by Xu Yirui, "The Procurement of Funding for Urbanization Project Expenditure in China: Regional Debt Bond Issuance", focused on regional debt as a method for the procurement of funding for urbanization project expenditure, and elucidated the background and development of regional debt reform, and the problems and challenges therein. The financial needs for urbanization-related projects such as the urban development and infrastructure investment accompanying rapid urbanization have been heightening. In China they have granted local governments the right to issue bonds for regional debt, and reforms have been furthered aimed at eliminating the local

government fiscal-management systems that had been dependent on land. In 2009 they lifted the prohibition on regional debt which had been regulated in the Budget Law, and after going through the 2009 and 2010 proxy issuance and proxy repayment by the Ministry of Finance, and a partial regional trial of independent issuance and proxy repayment from 2011 to 2013, a trial began for independent issuance and independent repayment in 10 areas in 2014. Moreover, at the Standing Committee of the Twelfth National People's Congress, which was held on 31 August 2014, the Budget Law was greatly revised for the first time in 20 years, and the fact that local governments could issue regional debt was clearly stipulated within the Budget Law. In addition, while considering the bond issuance systems below the provincial-level, he examined the problems of the provision of credit by local governments and their relationship with Local Government Financing Vehicles (LGFVs).

The paper by Mu Yaoqian and Sachiko Amano, "The Formation of Regional Development Strategies for China's Border Regions and the Actual Situation Thereof: With a focus on the relationship between center and region", focusing attention on the development strategies aiming at the promotion of international cooperation which have been approved for the inland border regions, clarified the formative process by considering the situation for their specific formulation and implementation, and analyzed the actual situation for the portion of international strategies which local governments are allowed to take on by central government. When local governments develop economic diplomacy with neighboring countries, they are under various constraints, in terms of delegation of authority, organization, and financing, etc., and they are limited in the respect of taking on a role for the nation as a whole. In addition, regarding the priorities for local government measures, there is a tendency for them to be located in the major cities within provinces, and the budget is limited for sharing with the distant border areas with their low economic activity. As seen in Guangxi Zhuang Autonomous Region and Jilin Province, the international cooperative activity by local governments has been greatly influenced by the unstable international situation.

Our hope is that this special feature will assist in everyone's understanding of China.

[Translated by ERINA]

# 中国の都市システム—都市規模を抑制するのは合理的か？

大東文化大学国際関係学部教授 岡本信広

## 1. はじめに

2013年11月に開催された中国共産党第18回三中全会で、《中共中央の全面的な改革深化における若干の重大問題に関する決定》（以下《決定》とする）が発表された。その発表では、農業から人口を都市に移動させ都市住民化させる方針が示された。

ただし、農業人口の都市住民化には条件がつけられている。

《決定》では、人口管理を新しくするとともに戸籍制度を改革し、建制鎮（農村で人口が集中している行政区域を指す）や小都市への定住は全面的に開放し、中都市は定住制限を徐々に緩和し、大都市は定住条件を合理的に確定していき、特大都市は人口規模を厳格に管理することが謳われている。

これを受けて、2014年3月16日に中共中央および国務院から《国家新型都市化計画2014年－2020年》が発表された。都市の農民への開放について、人口規模によって開放程度が違うことが示された。それによれば、50万－100万人の都市は徐々に都市住民化の条件を緩和、100万－300万人の大都市では「合理的」に開放、300万－500万人の大都市では都市住民化の条件を「合理的」に確定し、500万人以上の特大都市は人口規模を厳格にコントロールするとしている。

さらに、国務院は2014年7月30日に新華社を通じて、《戸籍改革をさらに一歩すすめることに関する意見》を発表した。上記の内容でいう大都市の「合理的」な基準（住居の有無、就業条件、社会保障の参加年数など）を示し、都市規模のコントロール方針の全体像が明らかになったのである（岡本2014b）。

しかし、ここで疑問がわく。都市への労働人口の移動は市場経済の流れで自然発生的に起こるものであり、政府による都市規模コントロールは可能なのだろうか。また、このような都市規模別のコントロール政策は有効なのであるか。

経済学の「効率」で考えれば、少数の大都市でインフラ建設（交通網や電気ガス水道の供給能力の改善）を行う方が、「限界的」な追加支出が小さくなる可能性があるし、大量の小都市に最初からインフラ建設を新規建設するのは効率が悪い可能性がある。

しかし、一方で公平性を考える、あるいは大都市の混雑を避ける、という意味では、小都市の発展を促す方が経済発展の利益は満遍なく全国に行き渡る可能性もある。

そこで本稿では、中国の都市規模や都市システムが世界都市化の経験則（ランクサイズルール）に符合しているかどうかを検討し、中国の都市規模のコントロール政策に関して評価を行う。

まず、中国の都市化政策の歴史をふり返り、都市システムの理論的・経験的法則、ランクサイズルールを説明する。実際に中国の人口統計（2010年人口センサス）を利用してランクサイズルールにあてはまるかどうかを検討し、中国の都市規模コントロールについて議論する。

## 2. 中国の都市政策の展開と都市人口の変化

### 2.1 計画経済期の都市政策

新中国建国後、経済開発の拠点は農村から都市へと移った（小島編1978）。1949年の中共第7期二中総会（中央委員会第二回総会）による毛沢東報告をきっかけに、中国共産党は革命拠点を農村から都市に移し、都市化推進に政策の舵が切られた。第1次五カ年計画（1953－1957）では、住宅建設、都市公共設備（上下水道やごみ処理場）などのインフラ建設が進められた。同時に都市に重工業企業が建設され、生産拠点としての都市建設が推進されたのである。

都市建設に伴って農村人口が都市に流入するようになった。第1次五カ年計画には毎年200万人から300万人の労働者が都市に流入したともいわれ、この都市化で1,000万から1,500万人以上の農村人口が都市に移動した。当時の中国の人口が5億人程度であったことを考えると2%強の人口が都市に移動したことになる。当時、日中戦争や内戦によって都市にはスラムが形成されていたが、その上に社会主義改革で都市では住宅が分配されるという期待、都市建設による労働需要および就業機会の増加が、多くの農民を都市に惹きつけたのである。

この都市への人口流入は何を生み出したのか。それは、住宅不足、強制的農地収用、農村荒廃による食糧不足、という問題であった。工業化のために農地が収用され、農民は都市に流入するものの住宅建設は間に合わず、一方で肉、野菜など副食品が不足するという結果になった。

中国政府が採った政策は、工業分布の「大分散、小集中」であった。大都市の発展を抑制し、中小都市の工業化に力を入れた。そして、1958年から急速に人民公社化を進め、農民の集団化と農村における工業化が進められた。地方の農村で肉体労働をしながら社会主義建設を行うという思想改

造の一環として、都市技術者や青年を農村に下放した。第1次五カ年計画期の急速な都市化は例外として、中国は中小都市の発展をその都市化の基本方針としていたのである。

実際、三線建設に代表されるように工業配置は農村地域を基本とした。四川省の攀枝花鋼鉄をはじめ、三線建設期に建設された国有企業の立地場所は、決して都市の中心部にあるのではなく辺鄙な場所であった。これは三線建設が経済効率を目指したのではなく、国防の観点から、「山間に、分散して、地下に潜る（靠山、分散、進洞）」という工業立地方針を採用したからである。

この結果、第1次五カ年計画期は工業化と都市化がそれぞれに相関して進んだが、それ以降は「都市化なき工業化」の状態であったのである。

## 2.2 改革開放期の都市政策

改革開放以降、経済体制改革の流れの中で市場経済化が進む。政府による計画指令の足かせが減り、一定程度の意思決定の自由が復活してからは、農民や企業は都市部への移動を開始した。とはいえ、最初は農村中心部である小城镇の都市化であった。

1978年の農業請負制の推進、1984年の人民公社の崩壊は郷鎮企業の発展へと変わっていった。小城镇への人の移動が始まるとともに、政府としても農村工業化の方針を明確にする。この結果、1980年代は郷鎮企業の発展モデルとして温州モデルや蘇州モデルがもてはやされ、小城镇の発展が注目された。

1990年に城市規画法（都市計画法）<sup>1</sup>が施行された。ここでは「大都市を厳格に抑制し、中小都市を合理的に発展させ、小城镇を積極的に発展させる」という方針が示された（王小魯2010）。まさに農村工業化とその小城镇の発展が都市化の主役であった。

農村工業化による小城镇の発展とともに、2000年前後までの間は都市数量増加型の都市化でもあった（余・周・段2013）。地級市と県級市は1983年に141、145であったにもかかわらず、2000年にはそれぞれ400と259にまで増加した。都市が新設されても人口規模は小さく人口集積力は小さいままであった。

それでも出稼ぎ農民の数は増加していき、農村から都市への人口移動の流れは止められなかった。政府は1980年代には人口移動を「盲流」と呼び、制限する方向であったが、1990年代には「民工潮」と呼ばれるようになり、政府が積

極的に関与して人口移動をコントロールしながら促す方向へと変換していった。

都市規模の政策は、2000年前後に大きな転機を迎える。これまで県レベルの行政区画が都市としての「市」に改変することは容易であったが（「県改市」という）、1997年、この政策が凍結された。2002年、胡錦濤政権が発足する第16回党大会では、「大中小都市と小城镇の協調発展を堅持する」との方針が提出された（余・周・段2013）。また、第10次五カ年計画（2001～2005年）から都市化の推進が独立した章となり、都市化は国家発展計画の一部となったのである<sup>2</sup>。

これにより、大都市の成長が始まった。中小都市への人口移動から抑制されていた大都市への移動も増加することとなる。事実、1980年代、1990年代の中小都市の成長率は大都市より速い速度であったが、大都市の成長も大きく進む（表1）。実際、都市規模で見ても、超大都市の平均人口規模は391.5万人から719.5万人へと急速に大型化してきた。

以上の歴史的な流れは、三次産業別GDP比率と都市化率との関係（図1）、総人口成長率と都市人口成長率との関係（図2）からも裏付けられる。

表1 規模別都市の平均規模と年平均成長率

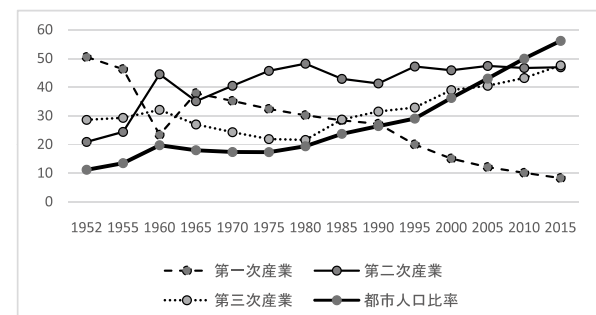
（単位：万人）

都市規模	1982	1990	成長率 (%)	1990	2000	成長率 (%)	2000	2010	成長率 (%)
小都市	12.8	19.7	5.5	14.5	23.7	5.0	15.0	33.4	8.3
中都市	32.0	38.9	2.5	34.2	45.0	2.8	33.9	65.7	6.8
大都市	69.7	75.5	1.0	68.2	89.0	2.7	67.8	117.5	5.7
特大都市	126.7	128.7	0.2	134.0	176.9	2.8	138.4	217.4	4.6
超大都市	333.9	339.3	0.2	381.2	483.3	2.4	391.5	719.5	6.3

（注）都市規模の定義は小都市（20万人以下）、中都市（20万～50万人）、大都市（50万～100万人）、特大都市（100万～200万人）、超大都市（200万人以上）。

（出所）余・周・段（2013）

図1 三次産業別GDP比率と都市化率



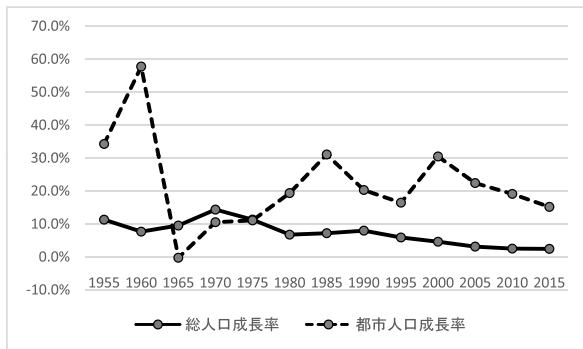
（注）都市人口比率の1952年は1950年のデータ、2015年データは筆者による予測値。

（出所）『中国統計年鑑』『新中国五十五年統計資料彙編』より

<sup>1</sup> 2008年に「城郷規画法（都市農村計画法）」が施行されることになって、本法律は廃止となっている。

<sup>2</sup> 第10次五カ年計画では、直轄市などの大都市のコントロール方針は同じままであり、これは現在でも方針は変わっていない。あくまで中小都市のみの発展だけではなく、大都市の発展も認める程度という政策転換とみるべきだろう。

図2 総人口と都市人口の成長率



(注)五年間の成長率である。2015年は過去トレンドからの簡易予測値。  
(出所)『中国統計年鑑』『新中国五十五年統計資料彙編』より

### 2.3 都市人口の変化

上述の都市政策と関連して、中国の都市人口も大きく変化してきた。

建国初期は、東北や内陸部を中心に急速な重工業化が実施され、国有企業への雇用も進み、都市化が進んだ。第二次産業比率の上昇とともに都市化率も上昇したし、都市人口の成長率は総人口の成長を上回ったのである。

1960年代初期の大躍進後の調整期、1966年から1977年までの文化革命期は「反都市化」への流れとなる。第1次五カ年計画(1953~1958年)や大躍進(1958~1960年)による急速な都市化は、都市の環境を悪化させた。食糧供給や住居の不足などに悩まされたのである。急速な都市化の反動および社会主義改造のため、毛沢東は知識青年の農村への下放などを決めた。「下放」とは、都市の青年は農村で農民と同じ生活をするによって社会主義建設を学ぶ、というものであった。これにより多くの都市住民が農村へと移動することとなる。都市人口の成長率は総人口成長率を下回り(図2)、しかし第二次産業の比率は高いままという「都市化なき工業化」という世界でもまれな現象を生み出したのである(図1)。

1978年からの改革開放では、再度都市化が進められる。農民の経営請負制は意思決定の自由をもたらし、顕在化した余剰労働力は郷鎮企業に吸収されていった。一部の農民は深圳や東莞など広東の開放地域に流れ込んでいったが、全体としては小城镇の郷鎮企業の躍進とともに県城や镇中心部に移動していったのである。中小都市の都市化は人口吸収力も弱いために、その都市化のスピードは遅いものだった(図1)。都市人口の成長率も一人っ子政策によって総人口成長率が低下する中、1980年代前半と1990年代後半に都市人口が上昇している。

2000年代前後を境に都市化のスピードは急速に上昇する(図1)。都市化によってサービス産業化も進み、大都市へ

表2 都市規模の分類

都市規模	1990年都市計画法	中国都市経済学会編『中国中小城市发展報告(2010)』	《国家新型都市化計画2014年-2020年》*	国务院《户籍改革をさらに一步すすめることに関する意見》2014年7月
小都市	20万人以下	50万人以下	50万人以下	50万人以下
中都市	20万-50万人	50万-100万人	50万-100万人	50万-100万人
大都市1		100万-300万人	100万-300万人	100万-300万人
大都市2		300万-1000万人	300万-500万人	300万-500万人
特大都市		1000万人以上	500万-1000万人	
巨型都市			1000万人以上	500万人以上

(注)《国家新型都市化計画2014年-2020年》では、大中小都市とは分類していないが、第2章の表1で上記のように分類して都市数を示している。

(出所)筆者作成

の人口流入も進んだ。

大中小都市のバランスのとれた都市化は、中国の都市化の課題である。しかし、胡錦濤政権期の大中小都市の協同発展という方針とは裏腹に、中国は一貫して大都市を抑制してきた。その抑制方針にも関わらず、人々は都市に移動していったというのが実情である。

### 2.4 都市規模に関する分類

これまで都市規模について触れずに述べてきたが、ここで、都市規模について説明しておこう。

都市規模の定義については、長らく1990年施行の城市規画法(都市計画法)によって定義されたものが用いられてきた。城市規画法は市区と指定された地域の非農業人口が50万人以上を大都市とし、20万~50万人が中都市、20万人以下が小都市とされていた。しかし、この区分は都市化の進展とともに規模が小さいということから、多くの経済学者がこの区分を低すぎるとみていた(王小魯2010)。それに、非農業人口は戸籍でカウントされ、戸籍を持っていない外来人口を考慮していなかったために、都市化を考える指標としてはあまり適当ではない(余・周・段2013)。

このような現状から、中国都市経済学会が編纂した『中国中小城市发展報告(2010)』は新しい都市規模の基準を提案している。それは、市区の常住人口が50万以下を小都市、50万~100万を中都市、100万~300万を大都市、300万~1,000万を特大都市、1,000万以上を巨型都市とするものである。

その後、国家が都市規模の基準を発表することはなかったが、2014年3月に発表された《国家新型都市化計画2014-2020年》では、規模別の表を示している。2014年7月30日に国务院が発表した《户籍改革をさらに一步すすめることに関する意見》では、都市規模と農民の都市住民化の方針として以下のような基準を示している。50万人以下を小城镇や建制鎮を小都市とし、中都市として50万~100万人、

大都市については二つにわけて、100万～300万人を大都市、1,300万～500万人を大都市2とし、特大都市は500万人以上としている。

この《意見》の分類をみると、中国都市経済学会が提案したものとほぼ同じであるが、特大都市と巨型都市の基準が若干変わっていることに注意が必要であろう。

### 3. 都市規模の分析

#### 3.1 ランクサイズルール

多くの国の観察から、一国内における都市の規模と都市の数には典型的な特徴が見られる。大多数の国では一つか二つの抜きん出て大きい中心的な都市が存在し、通常最も人口の多い地域の中心に位置している。これらの都市は、その国の経済で主要な生産物を生産する場所でもある。より辺境にある他の地域はより小さい人口を持ち、大都市から離れるにしたがって次第に小規模になる都市が存在する。同時に都市の規模が小さくなるにしたがって、そのような都市の数は一般的に増加する。都市の規模および空間的分布は、以下のようなピラミッド的な階層構造を有している。

都市規模の分布については何らかの規則性があることが見いだされており、それはランクサイズルールと呼ばれている（マッカン2008、高橋2012）。

都市規模分布については、規模Sと順位Rの間に以下の関係があるとされる。

$$R \cdot S^a = k \quad (1)$$

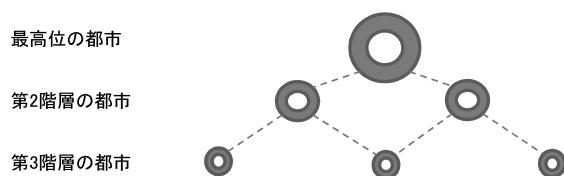
ここでaとkは定数である。a（パレート係数ともいう）の値が1であるという特殊なケースでは、この式は、都市規模と都市順位の積は一定の数値（定数k）になることを示している（これをジップの法則という）。

(1)式を変形すると

$$R = k \cdot S^{-a} \quad (2)$$

となり、これがランクサイズルールを表わす式である。これを推計するには、以下のように対数変換して線形関数として扱う。

図3 都市の階層構造（都市システム）



(出所) 筆者作成

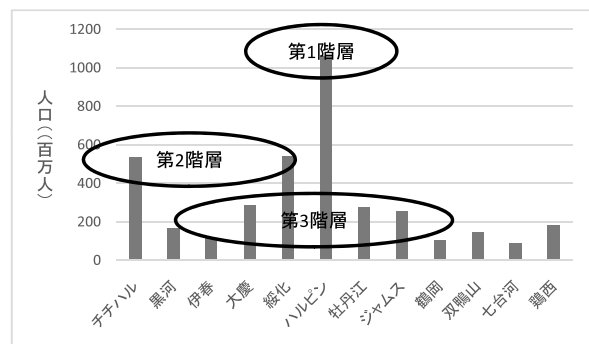
$$\ln R = \ln k - a \ln S \quad (3)$$

これでa（および $\ln R^3$ ）を推計して、もしaが1であればジップの法則が成り立つこととなる。

例えば、黒龍江省のデータから都市規模とその空間的分布および規模の順位について見てみよう（図4、表3）。黒龍江省の最大規模都市は、ハルビン市の1,064万人である（2010年人口センサス、以下同じ）。第2階層の都市は綏化（すいか）市の542万人（第2位）、チチハル市の537万人（第3位）であり、最大規模都市の約半分である。次に第3階層の都市規模の都市は大慶市290万人（第4位）、牡丹江市280万人（第5位）、佳木斯（ジャムス）市255万人（第6位）であり、最大規模都市の約3分の1である（若干それよりも低い）。その後、第4階層の都市は100万人台で5都市が続く。まさに中心部の最大規模都市があれば、第2階層の規模の都市はその半分程度、第3階層の都市規模は最大規模都市の約3分の1というようになっている。そして、その数は増加する。

都市規模と都市の順位を見てみよう（表3）。人口に順位をかけたものが一定になるというのがランクサイズルールの主張であるが、表3を見る限り、1,000万人から1,610

図4 都市規模と空間分布（黒龍江省）



(出所) 筆者作成

表3 都市規模と順位の関係（黒龍江省）

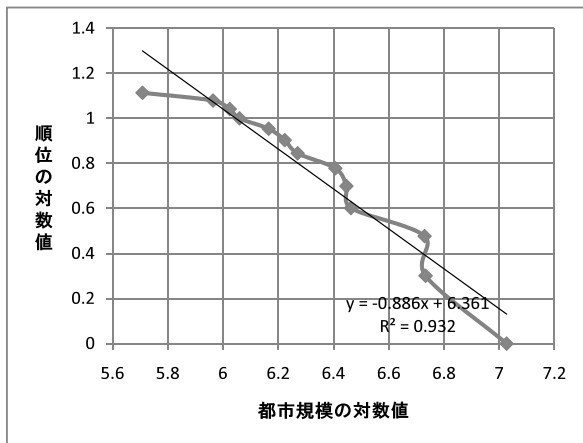
	人口	順位	規模×順位
ハルビン	1,064	1	1,064
綏化	542	2	1,083
チチハル	537	3	1,610
大慶	290	4	1,162
牡丹江	280	5	1,399
ジャムス	255	6	1,531
雞西	186	7	1,304
黒河	167	8	1,339
双鴨山	146	9	1,316
伊春	115	10	1,148
鶴崗	106	11	1,165
七台河	92	12	1,105
大興安岭	51	13	665

(出所) 黒龍江省2010年人口センサス公報より作成

<sup>3</sup> 論文によっては、 $\ln k$ を回帰式から推定するのではなく、最大規模都市の人口を定数としてあてはめる場合（ $\ln$ （最大規模都市の人口））もある。



図5 ランクサイズルール（黒龍江）



(出所) 筆者作成

万人と幅が広く、ランクサイズルールは成り立っていないように見える。しかし一方で、第2階層の緩化とチチハルを順位2として見た場合は1,000万人前後でハルピンとほぼ同じになるし、大慶、牡丹江、ジャムスなどの第3階層を3倍すると1,000万人弱となり、ハルピンの人口に近くなるのは、図4で見たとおりである。

とはいえ、式(3)にあてはめて都市規模と都市順位の相関をとってみると、図5のようになる。パレート係数の部分は0.8867と1にはほど遠いが<sup>4</sup>、右下がりの曲線となっており、決定係数も0.93と当てはまりはよい。

パレート係数は、さまざまな規模の都市の散らばり具合を示している。1より小さい場合はある規模の都市に人口が相対的に集まっていることを示し、1より大きい場合は都市人口がすべての都市で満遍なく散らばっていることを示す。

ランクサイズルールの曲線の形は、都市システムの違いを示す。凸型である場合は比較的大きな都市が存在せず小さな都市が多いことを示し、凹型である場合は中都市が少なく、大都市か小都市が多いことを示す。

もちろんこの法則は絶対ではない。タイでは、バンコクに人口が集中しすぎて、最大規模の都市が一つ、その他は小都市というようなケースもあれば、二つか三つの都市が同じぐらいの規模をもつケースもある(遼寧の大連と瀋陽、浙江の温州、杭州など)。

厳密な意味でジップ法則 ( $\alpha = 1$ ) が成り立つケースはまれだが、ただし、マッカン (2008) は、クルーグマン・

表4 中国都市データの概要 (単位: 万人)

	全サンプル	都市サンプル	都市のシェア*
平均	361.1	415.1	
最大値	2,231.5	2,231.5	10.5%
第3四分位	485.1	543.2	45.6%
中位値	290.5	337.8	70.3%
第2四分位	142.9	220.3	85.8%
最小値	0.0	10.4	93.5%
サンプル数	369	300	

(注) 都市人口の総人口に占める割合を都市シェアとした。なお、最大値のところは上位10都市のシェアを示し、それ以降は各四分位(上位25%、50%、75%、100%)までの都市人口シェアである。

(出所) 筆者作成

藤田モデル<sup>5</sup>がランクサイズルールの近似として示されるとし、都市階層構造の変化と経済発展の変化は対応していることを示唆する、としている。つまりランクサイズルールと異なる分布を示していたとしても、長期的には本法則に近づく可能性も存在する。

### 3.2 データ

先にデータを示さずに黒龍江省の事例を用いて、ランクサイズルールについて説明を行った。次節では、実際全国のランクサイズルールを検討するが、ここでデータについて述べておこう。

本稿の分析にあたっては、各省市の2010年人口センサス公報(人口普查公報<sup>6</sup>)から地区級行政分割レベルのデータを収集、整理した。そのうち少数民族の自治州や県は除き、地級市レベルのものを都市データとした。北京、上海、天津は区と県が存在するが、県を除いたものを中心部として、重慶は「1時間経済圏」(重慶市が定めている中心部)を都市人口として整理した。結果、全数369データから、地区級市以上300のデータを都市サンプルとして用いる。

2010年人口センサス公報の中でも、とくに都市のデータサンプルに着目しよう(表4)。最も人口の多い都市は2,231.5万人(上海)であり、最も人口の少ない都市は10.4万人(海南省五指山市)である。都市の平均規模は415.1万人であり、中位数(メディアン)の337.8万人よりも多いことを考えると、中国の都市規模は比較的大きな人口を持っている。実際、都市のシェアを見てみると、上位10都市で全人口の10.5%であり、上位25%で45.6%、都市数300のうち150が集まると約70.3%となる。もちろん地級市レベルでも農村は存在するので、本データは比較的大都市人口を過大推計している部分があることに注意する必要がある。

<sup>4</sup> ちなみにパレート係数の部分は $1.0448 < \alpha < 0.7285$ の範囲に90%の確率で収まることから、広い意味ではジップの法則が成り立っているともいえる。

<sup>5</sup> 詳細なモデルは藤田・クルーグマン・バナブス(2000)を参照されたい。

<sup>6</sup> 余・周・段(2013)は人口センサス統計を詳細に検討し、都市実体の地域にあったものが第6次人口センサス(2010)であると主張している。

## 4. 実証分析

### 4.1 過去の分析

中国の都市について、ランクサイズルールの先行研究は少ない。

Song and Zhang (2002) は、1991年と1998年の都市人口データを用いてランクサイズルールを検証している。パレート係数は1991年が0.92、1998年が1.04となっており、標準偏差を考慮すると、統計的にはジップ法則は成り立っていないとしながらも、ランクサイズルールのように、中国の都市システムは満遍なく成長してきていることを示している。

同じく、ランクサイズルールを検証したものとして、閔・馮 (2009) がある。彼らは都市の非農業人口統計、市区人口統計、都市面積を用いて、1994、1996、1998、2000、2002、2004年の6時点で計測している。パレート係数（非農業人口）は1994年に0.981であったものが2000年までには0.993にまで上昇、それ以降は減少し、2004年は0.985になったことを示している。つまり、都市の成長が規模にかかわらず均衡的に成長しているが、2000年代以降は大都市への集中が見られるとしている。しかし、その大都市の理論的規模は現実の規模の1.79倍（2000年市区人口）であり、順位が高い大都市にはまだ発展空間があるとしている。

余・周・段 (2013) は、人口センサスを丁寧に分析した上で、1982、1990、2000、2010年のランクサイズルールを検討している。1982年のパレート係数は0.81であり、都市規模分布の集中度は高かったが、2000年に向かって上昇していき1.07（2000年）となった。都市規模にかかわらず成長が平行的になったことを示している。2000年から2010年まではパレート係数が大幅に減少し、0.96となった。これはまた、都市規模によって成長率が違ったことを示している。（改革開放初期は小規模都市が発展し、2000年代以降は大都市の成長が大きいことを示している）。

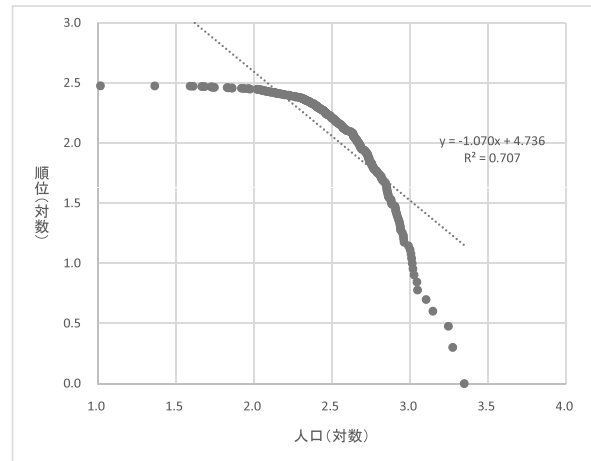
Anderson and Ge (2005) は、さまざまな統計的手法で1949年から1999年までのランクサイズルールを検証している。計画経済期は比較的安定していたが、改革開放以降は収束的な（均衡的な）成長であることを示している。

過去の研究の共通の発見は、時系列的に見れば、中国の都市システムの発展が中小都市中心から大中小の均衡のとれた成長になってきたというものである。これは、第2節での議論と共通している。

### 4.2 中国全土の都市規模、分布

2010年の人口センサスデータを用いて、中国全土の都市規模と分布を見てみよう。都市サンプル300を用いてラン

図6 ランクサイズルール（全国）



(出所) 筆者作成

表5 ランクサイズルールの統計量

サンプル数	修正済み決定係数	lnk	$\alpha$	上限95%	下限95%
300	0.707	4.737 (46.94)	1.071 (26.9)	1.149	0.992

(注) ( ) 内は t 値。

(出所) 筆者作成

クサイズルールを検証したのが、図6、表5である。

中国でのランクサイズルールは、パレート係数である  $\alpha$  が1.071であり、90%の確率で1.149から0.992となっており、1よりは若干大きい広い意味で黒龍江省の例と同じくジップ法則がほぼ成り立っているといつてよい。1より大きいということから、規模にかかわらず都市は分散して成長しているというのは、過去の先行研究と同じである。

このランクサイズルールの分析からわかることは、①凸型であるために大都市の規模は比較的小さい、②人口（対数）が2.5のところ、すなわち人口300万人前後の都市の順位が相対的に低い、ということである。

ランクサイズルールが都市システムの強固な（ロバストな）法則であるとするならば、この法則に合わない都市化政策はかなりの無理を要するものとなるかもしれない。

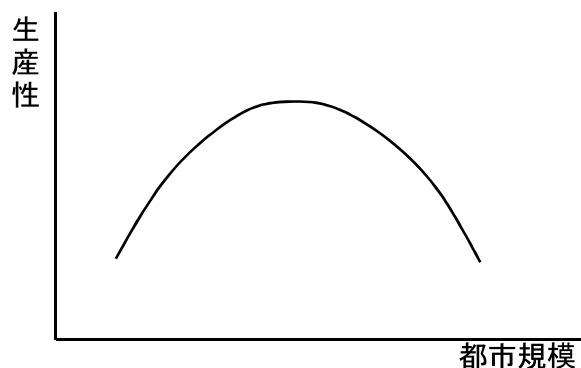
### 4.3 都市規模に関する議論

先行研究と同じく、中国ではジップ法則については何とも言えないものの、ランクサイズルールはほぼ成り立っている。しかし、その特徴は、大都市の規模が小さいという点である。

都市は経済成長の中心的役割を果たし、「規模の経済」や「集積の経済」という外部経済を発揮して、その国の生産性を向上させる。逆にいえば、生産性の向上のためには、ある程度の規模や集積が必要だということだ。

都市の規模が大きくなれば、消費市場は拡大するために

図7 都市の生産性と規模の関係



(出所) 筆者作成

生産コストが減少していく（規模の経済）。企業が都市に集積することによって、①中間財や原材料調達、②労働力の雇用、③知識や情報の獲得、というメリットを享受し、同じく生産コストを減少させ、1人当たりの生産性を向上させることができる（集積の経済）。

しかし一方で、都市規模の拡大は外部不経済をもたらす。都市に人口が集中すると、自動車が増加し、渋滞を招くとともに大気も汚染される。浄水場や下水処理場のキャパシティが一杯になり、都市の維持にも困難をもたらす。現在の北京はその典型であり、北京の大気汚染は世界的にも有名となり、また、水資源がないことから北京の水供給が逼迫している。都市人口のさらなる増加によってこのような外部不経済が発生するようになると、都市での生産性は減少すると考えられている。

一般に都市規模が大きくなれば規模の経済や集積の経済が働き、都市はより生産的になるが、規模が大きくなりすぎると都市の外部不経済が大きくなって、都市は非生産的になるという関係がある。これは、都市の生産性を縦軸に、都市規模を横軸にとると逆U字の関係となる（図7）。

Au and Henderson (2006) は、都市の集積効果と都市規模の逆U字の関係を中国のデータ（1990～1997）を用いて明らかにした。彼らは製造業とサービス業が1:1の時、都市の雇用規模が127万人の時に、労働生産性は最大になるとした。彼らの研究では、雇用規模から都市人口規模を推計しており、最も生産性の高い都市規模は250万人前後とする。本分析の対象年次は古いが、都市インフラが整ってきた現在を考えると、最適都市規模は300万人を超えていることであろう。

王小魯（2010）は、都市集中度（100万人以上の規模都市の人口が総人口に占める割合）の決定要因を、国際的なデータを用いて回帰モデルで分析している。王の発見によれば、経済発展と都市化率、人口密度は都市集中度を大き

くさせ、交通網の発達は都市集中度の拡大を少し遅らせることを示している。中国の場合、2007年の都市集中度は30%であるべきであるが、現状では20%であることを示し、したがって、将来的には人口の大都市への移動、あるいは2030年までに100万人以上の都市が新しく150カ所ほど必要だろうとしている。

以上のように、ランクサイズルールから考えても、過去の都市規模に関する議論から考えても、中国では大都市の発展が必要であると結論づけられる。

## 5. おわりに

中国の「新型都市化」政策は都市規模によって人口のコントロール、すなわち農民の都市住民化の条件を変えている。都市規模が大きくなればなるほど都市が大きくなりにくくコントロールされている。人口1,000万を超える北京、上海、天津、重慶の直轄市、広州、ハルビン、石家荘などの省都や深圳など計画単列都市（日本の政令都市のように独立性の強い都市）などは、人口抑制対象の都市である。

中国が大都市のさらなる都市化を抑制するのは、人口大国ならではの悩み、都市への急速な人口流入による混乱を避けたいということがある。これを岡本（2014a）は、第1次五カ年計画期の「トラウマ」と呼んだ。

本稿でも見たように、第1次五カ年計画期は工業化と都市化が同時並行的に進んだが、急速な工業化は都市の負担可能な人口量（中国では積載量（承载力）と呼ばれる）を越えてしまった。これ以降、中国は厳格な都市人口の管理、そして都市人口の農村への下放を通じて、「都市化なき工業化」の時代に入る。

改革開放以降、農家経営請負制の導入、人民公社の崩壊とともに、農村では郷鎮企業が余剰労働力の担い手として機能した。それ以外の農民は、省を超えて沿海部の発展した都市に出稼ぎに出るようになった。当初は「盲流」として取り締まられていたが、秩序だった都市への流入は認める方向になり、「民工潮」と呼ばれるようになった。2000年代以降はさらなる労働移動の自由化が進み、農民は中小都市ではなく、大都市に移動することになる（小原2013）。

ランクサイズルールの実証分析によれば、過去の政策的影響を受けて、中国の都市は中小都市中心のシステムである。長期的には都市システムがランクサイズルールに従うとするならば、中国は大都市、とくに人口300万人以上の大都市はまださらなる拡大が必要であるといえよう。

しかし、中国の都市化政策では、大都市の発展は抑制的である。この意味では中国の都市化政策には疑問符がつく。

中国の都市化政策で実行可能なのは、ある程度の地域範囲の中における都市群や都市圏の建設であろう。1,000万人以上の大都市で個別に人口制限を行ったとしても、交通機関の発達によってさらに大きな都市群を作ることは可能である。

例えば、現在京津冀都市圏発展計画が動き始めているが、この計画では北京、天津、河北省の保定、唐山など8市を一体化した都市圏として扱っている。北京、天津、保定の範囲に絞っても人口4,000万人規模の大都市圏となる。長江デルタでも上海、蘇州、杭州などの3市を合わせれば、4,000万人を超える。珠江デルタでも広州、佛山、東莞、深圳で4,000万人規模の大都市群になる。東京、埼玉、千葉、神奈川で人口3,000万人であることを考えると、中国が大都市の抑制を続けるとするならば、大都市群や大都市圏の建設は十分可能な選択肢になるであろう。

#### 参考文献

##### 日本語文献

- 岡本信広 (2012) 『中国の地域経済－空間構造と相互依存』、日本評論社、2012年
- 岡本信広 (2014a) 「中国大都市化の抑制－背景と手段」『東亜』、No.562 (2014年4月号)、pp.4-5
- 岡本信広 (2014b) 「戸籍制度改革」『東亜』、No.568 (2014年10月号)、pp.4-5
- 小原江里香 (2013) 「2000年代の中国の人口移動－第六回全国センサスの集計データを利用して」鈴木隆・田中周編『転換期中国の政治と社会集団』早稲田現代中国研究叢書2、国際書院、2013年、pp.67-92
- 小島麗逸編 (1978) 『中国の都市化と農村建設』、龍溪書舎、1978年
- 高橋孝明 (2012) 『都市経済学』、有斐閣ブックス、2012年  
フィリップ・マッカラン (黒田達朗・徳永澄憲・中村良平)

- (2008) 『都市・地域の経済学』、日本評論社、2008年  
藤田昌久、ポール・クルーグマン、アンソニー・J・ペナブルズ (小出博之訳) (2000) 『空間経済学-都市・地域・国際貿易の新しい分析』、東洋経済新報社、2000年

##### 中国語文献

- 江漫琦・王振坡・王麗艷 (2006) 「中国城市規模分布演進的実証研究及対城市發展方針の反思」、『上海経済研究』、2006年第6期、pp.29-35
- 閔 (えん) 永涛・馮長春 (2009) 「中国城市規模分布実証研究」『城市問題』、2009年第5期、pp.14-18
- 王小魯 (2010) 「中国城市化路径与都市規模的経済学分析」『経済研究』、2010年10月、pp.22-34
- 中国城市経済学会中小城市経済發展委員会《中国中小城市發展報告》編纂委員会編、2010年  
『中国中小城市發展報告 (2010)』、社会科学文献出版社、2010年
- 余吉祥・周光霞・段玉彬 (2013) 「中国城市規模分布的演進趨勢研究－基于全国人口普查数据」、『人口与経済』、2013、No. 2 (Tot.No.197)、pp.44-52

##### 英語文献

- Anderson Gordon and Ying Ge (2005) "The size distribution of Chinese cities", *Regional Science and Urban Economics*, 35 (6), pp.756-776
- Au Chun-Chung and J. Vernon Henderson (2006) "Are Chinese Cities too Small?", *Review of Economic Studies*, 2006, 73 (3), pp.549-576.
- Song Shunfeng and Kevin Honglin Zhang (2002) "The size distribution of Chinese cities", *Urban Stud* November, 2002, Vol. 39, No. 12, pp.2317-2327

# *China's Urban System: Is it rational to curb city size?*

OKAMOTO, Nobuhiro

Professor, Department of International Relations, Daito Bunka University

## **Summary**

In this paper, after evaluating China's urban system from the rank-size rule, I show that the constraining of large cities which the Chinese government is currently advancing is not rational. However, I argue that the development of metropolitan regions and city clusters, which is being undertaken as part of regional development strategies, is a strategy able to substitute for the constraining of large cities.

China's "New-Style Urbanization" policy is attempting to control population depending on the size of the city. The bigger the city, the more difficult become the conditions for peasants to turn into urban residents. With populations in excess of 10 million, the municipalities of Beijing, Shanghai, Tianjin, and Chongqing, and provincial capitals, such as Guangzhou, Harbin, and Shijiazhuang, are the target cities for the curbing of population.

China's curbing of the further urbanization of large cities is a wish to avoid turmoil from the rapid influx of population to the cities.

Although industrialization and urbanization proceeded in parallel over the period of the First Five-Year Plan, the rapid industrialization ended up exceeding the manageable population volume of cities. This brought about a shortage of food and housing in the cities. Afterwards China entered the period of "industrialization without urbanization", by means of the strict management of urban population, and transferring of urban population to rural areas.

Since the Reform and Open-Door Policy, with the introduction of the rural household responsibility system and the demise of the people's communes, Township and Village Enterprises functioned as the supporters of the surplus labor force in rural areas. Peasants outside of those set off to work in the developing coastal cities, moving province. The population migration of the 1980s, called a "blind flow", was the target of a government clampdown. Going into the 1990s this became an orderly migration of labor under government direction, called a "tide of migrant workers". From the 2000s on a further freeing-up of labor movement progressed, migration to small and medium-sized cities became free, and in addition relocation to large cities also increased.

According to empirical analysis using the rank-size rule, for China's cities which had felt the impact of past policy the urban system is one which is centered on small and medium-sized cities. In the long term, if the urban system is made to conform with the rank-size rule, it can be said that for China a further expansion is necessary of large cities, and in particular those with a population over 3 million.

Even if China adheres to its policy of constraining large cities, what will be workable in urbanization policy conforming with the rank-size rule will be the construction of city clusters and metropolitan regions. Even if population restrictions are carried out individually for large cities with a population over 10 million, creating yet larger city clusters via the development of transportation will be possible.

[Translated by ERINA]

# 中国における都市化事業費の調達—地方債の起債について—

嘉悦大学経営経済学部専任講師 徐一睿

## はじめに

1978年の改革開放当初、中国の都市化率はわずか17.9%だったが、2011年には50%を上回り、2013年になると53.4%に急速に拡大した。国連の予測では、2020年の中国の都市化率は60%を超える見込みである<sup>1</sup>。急速な都市化に伴い、都市関連の財政支出圧力も次第に大きくなってきた。中国国家発展改革委員会経済研究所の試算によれば、都市化に伴う社会保障・インフラ整備のために必要な事業費<sup>2</sup>は、2020年までに総額30兆元を超えると予想されている。都市化率を1ポイント上昇させるのに必要な新規投資は6兆6,000億元に上るとされている<sup>3</sup>。

こうした都市整備やインフラ投資といった都市化関連事業費に対する資金的ニーズが高まるなかで、如何にその資金を確保するかは大きな政策課題になってきている。筆者が既に指摘したように、長期的な資金調達方法としての地方債の起債は長い間禁じられてきたため、地方政府が短期的な資金調達、つまり、地方政府融資平台<sup>4</sup> (Local Government Financing Vehicles, LGFV) を媒介とした資金調達をせざるを得ない状況である。

しかし、近年、中国版シャドーバンキング（影の銀行）を構成する銀行理財商品の問題が顕在化し、LGFVの存在も中国国内外のメディアに注目され、その問題が指摘されるようになった。中国の銀行監督委員会の発表によれば、2013年6月末時点のLGFV向けの貸付残高は9兆5,900億元で、不良債権比率は0.14%とされている<sup>5</sup>。また、2012年末時点でLGFVによって発行されている債券（「城投債」、都市投資債券）の残高は、1兆7,870億元となっている。これまでのところ、デフォルトの事例はまだ見られていないが、これらの債務の償還は、中国の財政におけるバランスシートを悪化させる懸念もある。

こうした状況の中で、中国政府は2009年に「予算法」で規制されている地方債を解禁し、2009年、2010年の財政部による代理発行・代理返済、2011年から2013年までの一部

の地域の自主発行・代理返済の実験を経て、2014年から10地域で自主発行・自主返済の実験を始めた。さらに、2014年8月31日に開催された第12期全国人民代表大会常務委員会において、20年ぶりに「予算法」が大幅に修正され、地方政府（省・直轄市・自治区を含む。以下同じ）が地方債を発行できることが「予算法」に明記されるようになった（その予算法は2015年1月1日から適用される予定）。こうした法的裏付けを受け、都市開発事業費の調達における地方債の重要性は今後増していく可能性がある。2009年以降、中国の地方債改革に焦点を絞ったいくつかの研究はあるが<sup>6</sup>、本稿ではその先行研究を踏まえ、急速に進む都市化に関連する事業費の調達方法としての地方債改革に焦点をおいて、その経緯を再整理し、地方債に関する問題点と課題を明らかにしたい。

## 1. 持続性が問われる都市化事業費の調達

1994年の分税制改革によって、中国における中央・地方間の収入と支出の分担が明確化され、財源の中央への再集権が実現する一方、支出責務のほとんどは地方政府、特に末端地方政府に残された。都市建設分野の支出に関しても、中央・地方の権限が明確にされた。中央政府は、主に国家経済や国民生活、広域的で大規模なインフラ投資、重要な農業・水利プロジェクトを担当し、地方政府は地域的なインフラプロジェクトを担当するようになった。資金面に関して、中央政府の資金調達ルートは政策的に保証されているのに対して、地方政府の資金調達ルートは限定的である。中央政府レベルでは、1994年に政策銀行としての国家開発銀行が設立され、全国的かつ重要な公益プロジェクトやインフラプロジェクトに対する政策融資はその重要な役割である。また、中央政府は国債を発行することができ、国家プロジェクトの資金保障がなされている。

都市化過程において、道路・上下水道・都市景観などの事業整備の支出主体はそれぞれの地方政府にあり、こうし

<sup>1</sup> World Urbanization Prospects: The 2012 Revision Population Databaseより。

<sup>2</sup> 都市化事業費というのは大きく分けて、二つの枠組みがある。一つは道路、橋梁、上下水道などの都市インフラへの投資である。もう一つは農村から都市への人口移動にともなう社会保障支出である。本稿の都市化事業費は主に都市のインフラ投資に関連する投資的経費を中心とする。

<sup>3</sup> 「人民ネット」ウェブサイトより。(http://finance.people.com.cn/n/2012/0913/c1004-19000945-3.html, 2014年10月15日確認)

<sup>4</sup> 「平台」は中国語で「プラットフォーム」の意。以下同じ。地方政府融資平台の詳細は徐一睿 (2014b) を参照されたい。

<sup>5</sup> 「中国新聞網」ウェブサイトより。(http://www.chinanews.com/gn/2013/09-06/5252310.shtml, 2014年10月15日確認)

<sup>6</sup> 例えば、関根 (2013)、佐野 (2014)、徐 (2011)、徐 (2014a)などを参照されたい。関根 (2013) と佐野 (2014) は主に地方債の制度変遷について紹介しており、徐 (2011) 及び徐 (2014a) は地方債起債許可の背景について言及している。

た事業を推進するために莫大な資金が必要となる。しかし、予算内に限っていえば、地方政府がこうした都市化に必要な資金を調達できる方法は多く与えられていない<sup>7</sup>。

地方政府による都市開発の資金調達は三つの方法が考えられる。一つ目は受益者負担という方式で、地方税の税率の調整や新しい地方税の創設等である。二つ目は上位政府から下位政府への財政移転である。三つ目は市場調達という方式で、地方債を発行して市場から資金を調達する方法である。しかし、この三つの方法は、少なくとも2009年までの中国ではいずれも実現困難であった。まず、税制度や税率は中央政府が一括管理しているため、地方税の創設や税率調整の自主裁量権は地方政府に与えられていない。次に、中央政府から地方政府への財政移転額は急速に増え続けているとはいえ、都市整備などに対する資金供与は限られており、都市整備関連の事業費の資金調達は地方政府による自主努力に依存せざるをえない状況にある<sup>8</sup>。最後に、地方政府による地方債の発行は厳しく規制されている。1995年から実施されている「予算法」の第28条第1項において、「各レベルの地方政府予算は、収入に応じて支出を定め、均衡の原則に基づいて作成し、赤字を計上しない」とされ、さらに第2項において、「法律および国务院の特別の規定がない限り、地方政府は政府債券を発行してはならない」と規定されており、地方債の発行は認められていない<sup>9</sup>。

都市化の資金を調達するために組める予算が限られているなか、都市整備関連の事業費の調達は予算内という枠組みを乗り越え、中央政府の土地に対する管理権の地方政府への委譲が実施されるとともに、中国国内に土地に依存した財政システムが90年代後半から急速に成長してきた<sup>10</sup>。それに関連して、現段階における地方政府の都市整備事業費の資金調達は主に①LGFV方式（地方融資平台）、②土地譲渡収入、③国債による転貸の3つである。しかし、この3つのルートはいずれも大きな問題を抱えている。

まず、LGFV方式については、短期的なリスクマネーの調達に大きな役割を果たしているとは言え、その負の効果も大きく、中国国内外の批判を受けている。中央政府も次第に従来のLGFV方式に対する促進・支持という態度を変

え、銀行による監督の強化を図り、引き締めの方に転じたため、LGFVによる資金調達も厳しくなっている<sup>11</sup>。

次に、土地譲渡収入に関していえば、地方政府を主体とした土地の譲渡によって得られている収入は2000年以後の急速な都市化にともなう都市開発資金の調達に大きな役割を果たしているとはいえ、こうした収入の制度的裏付の持続可能性に疑問が残る。土地資源は無限ではなく、近年、各都市の土地備蓄センターの土地備蓄は既に限界に達しつつあり、土地譲渡収入に依存した財政システムの持続は不可能になりつつある。

最後に、中央政府による国債の転貸についていえば、国債の総額規制があるなかで、地方政府の都市開発事業の資金需要を満たせるような資金転貸は不可能である。また、これによる収入は中央予算と地方予算に全く反映されていないため、人民代表大会による監督を受けることができない。そのため、地方の起債目的と資金の運用実態の間に齟齬が生じるとしばしば指摘される<sup>12</sup>。

## 2. 注目される地方債改革

2008年リーマンショック以後、中央政府主導の大規模な財政拡張政策に呼応すべく、予算法上の規制をくぐり抜け、財政部の代理発行とは言え、現代中国の財政史上初の地方債という名目を持った政府債券が発行されるようになった。

地方債の代理発行というのは、2009年2月18日に「2009年地方政府債券予算管理弁法」（以下では「管理弁法」と略する）を法的根拠として、国务院の許可の下で、省レベル政府（自治区、直轄市、計画単列市<sup>13</sup>を含む）を発行と償還の主体とするが、地方債の発行や元利償還などは省レベル政府が直接に行うのではなく、財政部が代行するものと定義されている。また、引受け業者との発行条件の交渉なども財政部が地方政府に代わって行うため、地方政府間の信用力格差は顕在化しておらず、国債とほぼ同レベルのコストで発行することができた。

地方債の代理発行・代理返済は2009年と2010年の2年間実施した後、2011年からは、一部の地方政府で発行に関する実務が地方政府に委譲されるようになった。2011年10月

<sup>7</sup> 予算内における資金調達の限界については徐一睿（2014b）を参照されたい。

<sup>8</sup> 地方政府における財源と支出責務のアンバランス問題について、徐（2010）を参照されたい。

<sup>9</sup> 1997年のアジア金融危機以降、地方への財源補てん措置として、中央政府が発行した国債を地方に転貸という措置が取られている。1999年度では565億元が地方に転貸され、当年度国債発行総額3,700億元の15%を占めた。地方債という名目が公の場に登場するのは2008年のリーマンショック以後に待たなければならない。2014年8月31日に開催された第12期全国人民代表大会常務委員会において予算法が大幅に修正され、地方政府が地方債を発行できる文言を予算法に追加されるようになり、その予算法は2015年1月1日から適用される予定である。

<sup>10</sup> 土地に依存した財政システムについて、徐（2014a）の第4章を参照されたい。

<sup>11</sup> LGFVの仕組みと問題点について、徐（2014a）の第5章を参照されたい。

<sup>12</sup> 財政部ウェブサイトより。（[http://www.mof.gov.cn/zhengwuxinxi/caizhengxinwen/200903/t20090317\\_123652.html](http://www.mof.gov.cn/zhengwuxinxi/caizhengxinwen/200903/t20090317_123652.html)、2014年10月15日確認）

<sup>13</sup> 日本の政令指定都市に近い、財政上では省レベルに相当する権限を有する特別市のことである。

17日付で「2011年地方政府自行（自主）発行債券試点弁法」を公布し、国务院の許可を得て、上海市・浙江省・広東省・深圳市を実験地域に指定し、それぞれの地域による自主発行を始めた。2013年には、上記に加え、江蘇省と山東省が追加され、合計6つの地域で、実験を行うようになった。

この地方政府による自主起債は、日本に一般的に言われている地方自治体による自主起債と根本的に異なるものである。なぜなら、ここでの自主起債というのは、地方債券の発行主体と返還主体が分けられており、債券の発行は地方政府が行い、返還は財政部が代理で元利払いを行う。また、それぞれの地域の年度ごとの発行額も財政部に厳しく管理され、強い起債統制を受けている。

2011年以後実施した一部の地域の地方政府による自主発行の経験を受けて、2014年5月19日、財政部が「2014年地方政府債券自発自還（自主発行・自主返済）試点弁法」を公布し、国务院の許可を得て、上海市・浙江省・江蘇省・山東省・北京市・江西省・寧夏回族自治区・青島市の10地域に自主発行・自主返済方式が導入されるようになった。それ以外の地域の地方債発行は、従来通り財政部による代理発行が行われている。

2009年から2014年中国の地方債起債に関する経緯を表1にまとめた。また、2014年における地方債の発行・交付・返済プロセスに関しては、図1から確認できる。

10地域が実験地域に指定され、新しい「2014年地方政府債券自発自還（自主発行・自主返済）試点弁法」が制定されたとはいえ、地方債の発行・交付・返済におけるプロセスは、2009年に定められた「2009年地方政府債券管理弁法」を基本的に継承している。

地方債の発行に関わる収入と支出に関しては、2009年の「管理弁法」の第4条では、「全ての地方債関連収入と支出は、政府の予算管理の対象となる」と明記され、さらに、「発

行された地方債資金は、省レベルの政府が全額を管理する」と定められている。そして、「管理弁法」の第3条では、「発行された地方債資金は省レベルの政府が直接使用することもできるし、下級の市レベル（地区）や県レベル政府に転貸することもできる。転貸する場合は各レベル政府予算で管理される」こともそのまま継承されている。

発行をめぐる承認のプロセスに関しても、2009年の「管理弁法」において明確に定められている。地方債の発行割当が決められた後、地方政府は省レベルの人民代表大会に申請し、その批准を受ける必要がある。さらに、地方債収入は予算に組み入れられ、省レベルの人民代表大会の監督下に置かれる。

また、地方債は、国内の記帳式地方債の引受シンジケート団による入札方式で発行される。引受シンジケート団により地方債の発行が引受られた後、地方債は銀行間債券市場または取引市場で流通する。

発行資金の使用対象も従来通り、公益性建設プロジェクトとされている。財政部の通達において、起債された資金は、スラム改造などの生活保障性住宅建設や一般道路建設などの重要な公益性建設プロジェクトを優先させるべきとしたうえ、デフォルトリスクの比較的高い地域においては、既に建設が始まった公益性建設プロジェクトに優先的に投与すべきという方針が打ち出されており、経常支出に地方債資金を使用することを禁じている。江西省が公表する「2014年江西省地方政府債券信息披露文件」（2014年江西省地方政府債券情報公表資料）には、江西省の資金用途について「生活保障性住宅建設など中央の重要公益性プロジェクトを保障することを前提に、江西省の重要な基礎的インフラ投資と下級の市と県の重要な建設プロジェクトに転貸する」という方針が打ち出されている<sup>14</sup>。江蘇省は、さらに資金の具体的用途を公表している。江蘇省が発行する

表1 中国の地方債起債に関する経緯

年度	発行・返済形態(1)	発行・返済形態(2)	起債総額	実験地域の起債金額
2009年	財政部による代理発行・代理返済	なし	2,000億元	なし
2010年			2,000億元	
2011年	財政部による代理発行・代理返済	上海市、浙江省、広東省、深圳市による自主発行・代理返済の実験開始	2,000億元	上海市71億元、浙江省67億元、広東省69億元、深圳市22億元。合計229億元
2012年			2,500億元	上海市89億元、浙江省87億元、広東省86億元、深圳市27億元。合計289億元
2013年	財政部による代理発行・代理返済	2011年に指定された実験地域の他に、新たに、江蘇省、山東省を実験地域に追加	3,500億元	上海市112億元、浙江省118億元、広東省121億元、深圳市36億元、江蘇省153億元、山東省112億元。合計652億元
2014年	財政部による代理発行・代理返済	上海市、浙江省、広東省、深圳市、江蘇省、山東省、北京市、江西省、寧夏回族自治区、青島市による自主発行・自主返済の実験開始	4,000億元	上海市126億元、浙江省137億元、広東省148億元、深圳市42億元、江蘇省174億元、山東省137億元、北京市105億元、青島市25億元、江西省143億元、寧夏回族自治区55億元。合計：1092億元

出所：財政部が公表した各資料により筆者作成

<sup>14</sup> 江西省財政庁ウェブサイトより。(http://www.jxf.gov.cn/ckeditor/resauce/201407/20140729103430688.pdf、2014年10月15日確認)



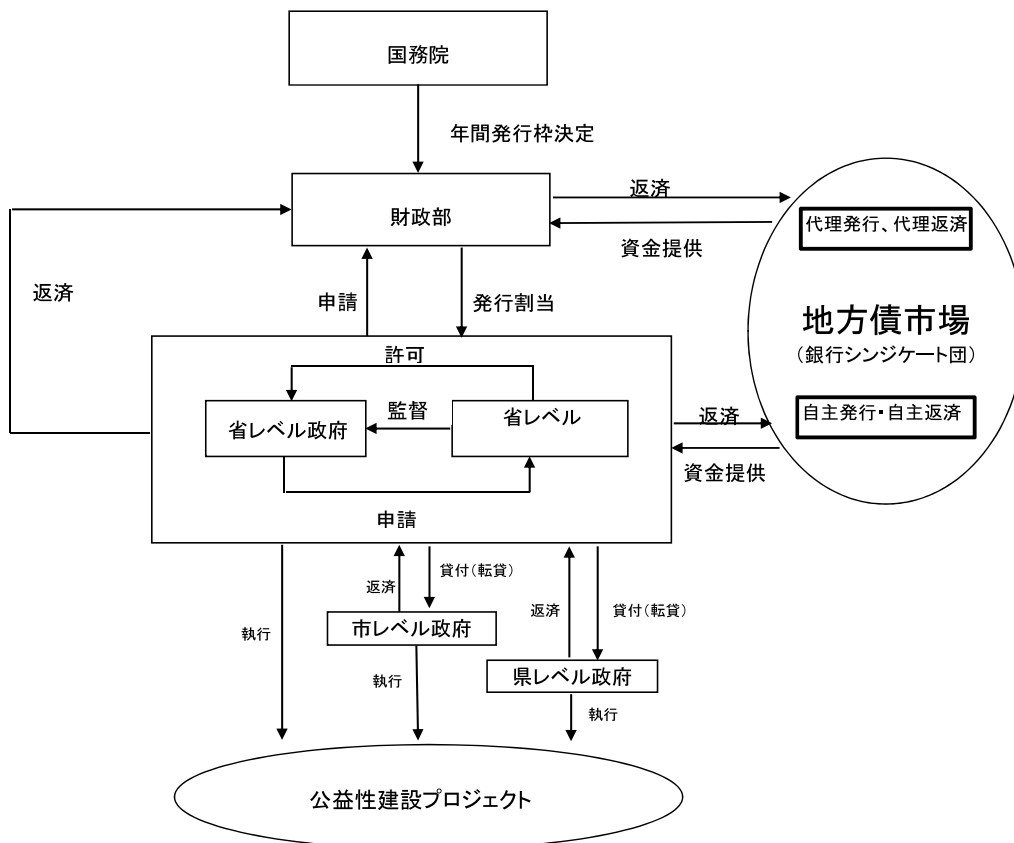
174億円の地方債資金のうち、55億元は省レベルで支出し、119億元は市と県に転貸されている。省レベルの55億元の内、交通運輸関連支出は47億元、さらに内訳を詳細化すると、鉄道関連建設費20億元、水道運輸関連資金13億元、国道・省道建設補助資金5億元、防波堤建設資金4.5億元、農村道路改善プロジェクト補助2.5億元、南京禄口国際空港2億元と用途を特定している。さらに生活保障住宅向け支出に8億元が振り分けられている。下級の市と県向けの転貸は、従来通り、地方政府の債務率、財政力、都市化率などの客観的条件を考慮したうえで、108億元の転貸を、さらに沿海地域の港建設とスラム改造に11億元を転貸するとされている<sup>15</sup>。

中国における地方債改革の流れを見てみると、中国の今までの改革方針、つまり漸進的改革に沿ったものである。

前述のように、LGFV方式と土地譲渡収入による都市開発事業資金の調達に既に限界がきているなかで、地方政府が自主的に債券市場から資金を調達するシステムを構築していくことは、LGFVと土地譲渡収入といった短期的なリスクマネーを回避する政策として注目されている。

しかし、問題も少なくない。地域の経済力と財政力には違いがあり、地域間に資金調達コストと償還能力に格差が生まれる。地方債を発行、特に市場公募債を発行すれば、ほかの地域の資金をある特定地域の公的投資に使うことになるので、財政力の強い地域では、弱い地域よりも低コストかつ低利率で資金を調達することが可能である。このため、資金は財政力の強い地域に集中する恐れがある。財政力の弱い地域が地方債で資金調達するまでに至るには、なんらかの形で信用力を供与する必要がある。

図1 2014年における地方債の発行・交付・返済プロセス



(出所) 財政部開示資料により筆者作成

<sup>15</sup> 「人民ネット」ウェブサイトより。(http://js.people.com.cn/n/2014/0527/c360301-21292371.html、2014年10月15日確認)

表2 2013年6月末地方政府性債務残高及び償還状況

償還年度	金額(億元)	比重(%)
2013年7月から12月	24,949.06	22.92
2014年	23,826.39	21.89
2015年	18,577.91	17.06
2016年	12,608.53	11.58
2017年	8,477.55	7.79
2018年以後	20,419.73	18.76
合計	108,859.17	100

出所: 審計署<sup>16</sup>(2013)「全国政府性債務審計結果」(2013年12月30日公告)

2009年以降に実施されている地方債の実験的発行は、最初から債券市場に任せるのではなく、中央政府が代理発行・代理返済することで、財政力の弱い地域にも信用力を与えることができた。その後、自主発行・代理返済の実験を経て、2014年からは自主発行・自主返済の実験に移り、実際の実験地域も少しずつ増やしている。2014年の地方政府による自主発行・自主返済の実験地域はそれまでの6カ所から10カ所に拡大された。とりわけ、寧夏回族自治区と江西省を対象地域に追加したことについては、経済力・財政力の高い東部地域のみならず、中部地域と西部地域でも地方債の発行規制緩和を推進したい中央政府の意向の表れとして注目される。

2014年の地方債改革において、もう一つ注目される制度の変更点がある。それまでの地方債の発行期間は3年、5年と7年の3種類となっていたが、2014年5月に、財政部が発表した「地方債の自主起債に関する通知」で、10年物の債券発行を10カ所の地方政府に初めて認めるようになった。一方、3年物については、自主起債・自主返済の対象から除外された。

地方債の発行期間の長期化の理由として挙げられるのは債務償還ピークからの回避である。表2から、地方政府の短期的償還圧力が非常に高く、逆に長期的な償還圧力が比較的弱いことが確認できる。近年、LGFV等による短期的な資金調達が増盛になっているが故に、資金の借入れと返済のサイクルは非常に短いものであった。地方政府性債務が急速に膨張しているなかで、短期債を中心とした借り換えは、逆にLGFV等の破綻を加速させていく恐れがある。地方債の発行期間を長くしたのは、短期的償還圧力を緩和させる狙いが伺える。

### 3. 残されたいくつかの重要政策課題

#### 3.1 省以下の起債体制について

2014年8月31日に開催された第12期全国人民代表大会常務委員会において、予算法が大幅に修正されて地方政府(省政府)が地方債を発行できるようになったことは、これからの中国における地方債の起債に法的根拠を与えることとして評価しなければならない。同日のニュースリリースで、財政部の部長(大臣、以下同じ)である楼繼偉は「地方政府債券を発行する資金調達方法を構築し、地方政府に適度な起債権を与えることは、地方政府が如何に資金調達するかという問題を解決している」と発言した<sup>17</sup>。これは、中国における地方債改革がよいよ実験的段階から本格的な展開の段階にシフトしようとするシグナルとして受け止められる。

しかし、本改正では、起債の主体は省レベル政府に限定されており、最も資金的ニーズが高い末端の市と県に関する言及がなかった。

2009年以後の地方債の地域実験において、債券の発行と返済の主体は省政府と定められている。省政府はミニ中央の役割を果たし、起債した資金をさらに下級の市と県政府へ転貸する仕組みになっている。地方政府性債務の構造を見てみると、市と県は主な政府性債務の負担対象となっていることがわかる。2013年12月に公表された審計署の地方債務調査書によると、2013年6月末までに、地方政府が負担しなければならない債務総額は10兆8,859億元、そのうち、省は1兆7,781億元(16%)、市は4兆8,435億元(44%)、県は3兆9,574億元(36%)となっている。市と県の債務残高を合計すると、8兆8,008億元に達し、地方政府性債務残高全体の81%を占める。

省政府が発行主体となり、市と県政府へ転貸するという方法は省による市と県政府への資金統制を強めることができるが、省によるコントロール体制の下で、市と県の資金ニーズに沿った資金供給ができるかという疑問が残る。確かに起債権をいきなり末端の市と県に渡すと、各地域の信用力や資金調達コストの格差が存在するため、安定した資金調達ができない可能性があり、段階的かつ漸進的に、中央から省へ、さらに下級政府へという流れを踏まえた取り組みは理解できる。しかし、現在の都市化の中心は上海、北京といった大都市というよりも、地区レベルの市と県といった中小都市が中心となっている。こうした中小都市の

<sup>16</sup> 日本の会計検査院に相当する。以下同じ。

<sup>17</sup> 「18万億地方債遭遇新預算法、上千融資平台將轉型」中国金融信息网、2014年9月2日付。詳細は<http://bond.xinhua08.com/a/20140902/1379243.shtml>を参照されたい。

都市開発関連資金のニーズが高く、それに見合うような予算内財源が付与されていない中で、起債するインセンティブが極めて高い<sup>18</sup>。反面、こうした中小都市の経済力・財政力は大都市と比べて明らかに大きな格差が存在しており、信用力を如何に調整するかという難問が残されている。それが故に、地方債改革の初期段階では、省政府を発行・返済主体としたうえで、市と県に転貸という方法が取られた。しかし、省政府で市と県の資金的ニーズを把握することは、地方分権的視点からも困難である。

日本では、地方公共団体が地方債を発行するときは、原則として、都道府県及び指定都市にあつては総務大臣（中国の中央レベルに相当）、市町村にあつては都道府県知事（中国の省レベルに相当）と協議を行うことが必要である。地方債の起債許可について、中国も日本のような二段階許可（協議）を導入し、市・県レベルの起債制度を構築し、補助金政策の見直しを行うべきであろう。

### 3.2 信用力の供与について

2009年以後、地方債は漸進的な改革路線で、実験地域を少しずつ増やし、代理発行・代理返済から、自主発行・代理返済、さらに自主発行・自主返済への実験プロセスを経て来た。特に自主発行・自主返済実験において、今まで経済力と財政力の高い地域しか実験してこなかったものの、2014年に実験範囲はさらに拡大させ、東部地域にとどまらず、経済力と財政力が比較的低い中部地域の江西省と西部地域の寧夏回族自治区を対象にしたことは、地方債の自主発行・自主返済の地域をさらに拡大させていく中央政府の方針が伺える。

今回の実験の最大の狙いの一つとも言えるのは、東部地域と経済力と財政力に差がある地域において、市場はどのように反応するのかを確かめることであろう。しかし、表3から確認できるように、2014年6月30日広東省の地方債が発行されてから、各地方政府の地方債の利率のばらつきは極めて小さく、市場の反応は見えにくい結果となった。2014年9月2日時点の国債の5年物、7年物、10年物の利回りはそれぞれ3.97、4.16、4.25となっており、広東省と山東省のそれぞれのレートは国債より下回っており、他の

地域のレートも国債と同レートの周辺にとどまっていることが確認できる。これまで、中央政府による代理発行の場合、地方債の利率は国債より30ベースポイント（bp）高くなるのが一般的であったのと比べ、今回の自主発行・自主返済の実験地域の信用力は国債の信用力を超える異常現象が出現した。

また、中部地域の江西省と西部地域の寧夏回族自治区の地方債レートは東部地域の江蘇省を下回っており、江蘇省より低い調達コストで資金調達が可能であることも確認できる。通常、地方債のレートは経済力と財政力を反映するため、経済力や財政力の高い東部地域に位置する江蘇省のレートが江西省や寧夏回族自治区を下回るの是一般的であろう。今回のこうした異常レートの発生は当所の予想から大きくはずれるものとなった。

中国のメディアもこうした異常現象について、「地方債レートの確定は市場というよりも制度的・政策的介入によるものだ」という批判的見解を多く伝えた<sup>19</sup>。地方債と国債の信用力に基づく資金調達コストを考えれば、今回の地方債レートが国債レートを下回することは異常である。しかし、今回の自主発行・自主返済の実験性を鑑みれば、その異常は一時的な現象であることがわかる。2013年年末に公表された審計署の債務監査報告書によると、中国の地方債務総額が17兆元、そのうち、地方政府が償還責任を持つ債務が10.9兆元もあるなかで、今回10の実験地域の発行総額はわずか1,092億元しかなく、その規模はごく限られたものである。そして、実験的発行における中央政府のアナウンスメント効果があり、債券市場はこれらの実験地域に信用力が付与されたと見なしたと考えられる。

今後、地方政府による独自起債の規模拡大にともない、各地域が発行する地方債の地域間レートの差も次第に拡大すると見込まれる。地域間の調達コストの差が広がる前に、中央政府が如何に経済力・財政力の弱い地域に信用力を付与するのかが、中国における地方債改革を推進する上で最も重要な課題となろう<sup>20</sup>。

### 3.3 地方債はLGFVの代替的存在になりうるか

2014年8月31日に開催された第12期全国人民代表大会常

<sup>18</sup> 徐一睿（2010）は中部地域の安徽省内の県レベルの支出構造に対する考察を行った。特定補助金というひも付き補助金のもとで、省内県域間の衛生支出や教育支出の格差は著しく縮小した。しかし、中央政府の政策誘導で作られた地方政府負担分の財源を確保するためには、インフラ建設費などの支出項目が圧縮され、自主財源は中央が指令した支出項目に集中していることが確認できる。

<sup>19</sup> 「自発自還地方債利率再向国債看齐」中国証券報2014年8月20日付。詳細は[http://finance.ifeng.com/a/20140820/12957849\\_0.shtml](http://finance.ifeng.com/a/20140820/12957849_0.shtml)を参照されたい。また、「八省市自発自還地方債完成招標、利率看齐国債評級」証券日報、2014年8月27日付、<http://finance.sina.com.cn/money/bond/20140827/103220134704.shtml>も参照されたい。

<sup>20</sup> 地域間における起債問題について、徐（2014a）の第6章を参照されたい。

表3 2014年自主発行・自主返済実験地域の地方債発行額と利率  
(単位：億元、%)

		5年	7年	10年	合計	発売日
広東省	発行額	59.2	44.4	44.4	148	6月30日
	利率	3.84	3.97	4.05		
山東省	発行額	54.8	41.1	41.1	137	7月18日
	利率	3.75	3.88	3.93		
江蘇省	発行額	69.6	52.2	52.2	174	7月31日
	利率	4.06	4.21	4.29		
江西省	発行額	57.2	42.9	42.9	143	8月12日
	利率	4.01	4.18	4.27		
寧夏回族自治区	発行額	22.0	16.5	16.5	55	8月18日
	利率	3.98	4.17	4.26		
浙江省	発行額	54.8	41.1	41.1	137	8月26日
	利率	3.96	4.17	4.23		
青島市	発行額	10.0	7.5	7.5	25	8月25日
	利率	3.96	4.18	4.25		
北京市	発行額	42.0	31.5	31.5	105	8月28日
	利率	4.00	4.18	4.24		
上海市	発行額	50.4	37.8	37.8	126	9月18日
	利率	4.01	4.22	4.33		
深圳市	発行額	未定	未定	未定	42	未定
	利率	未定	未定	未定		
合計	発行額	420	315	315	1,092	

注：2014年9月26日現在まで、深圳市の発行額と利率は未定である。  
出所：各地方政府のリリース情報により筆者作成

務委員会で出された「予算法」の修正案において、1995年実施された「予算法」第28条第1項に定められた「各レベルの地方政府予算は、収入に応じて支出を定め、均衡の原則に基づいて作成し、赤字を計上しない」について、これを35条に変更したうえ、「各レベルの地方政府予算は、収入に応じて支出を定め、均衡の原則に基づいて作成し、赤字を計上しない。ただし、本法案に定められた規定においては、赤字を計上することができる。」に修正された。

新しく定められた規定は以下の通りである。「国务院の許可の下で、省・自治区・直轄市の予算において、必要な建設投資に関する部分的資金は、国务院が確定した限度額の中で、地方政府債券の発行という起債方式を通じて調達することができる。起債の規模に関しては、国务院が全国人民代表大会もしくは全国人民代表大会常務委員会に提出し、許可申請を行う。省・自治区・直轄市は国务院が決定した起債限度額に従って起債し、起債した資金をそれぞれの予算調整案に記入し、人民代表大会常務委員会の許可を受ける。起債した債務に対して、償還計画と償還資金の確保を前提とし、資金の用途は、公益性を持つ資本支出に限定し、経常性支出に充てることを禁ずる」。「以上の規定に定められた内容以外に、地方政府及びその所属部門はあら

ゆる起債方法を禁ずる」。「法律で新たな規定が発生した場合を除いて、地方政府及びその所属部門は、全ての単位や個人の債務にあらゆる方式での債務保証を提供してはならない」。それと同時に、財政部の部長である楼繼偉が同大会で行った「国务院による今年の予算執行報告」において、「LGFVの政府的役割を減らし、地方政府性債務に対する総量統制を行い、新しい債務を厳しく制限すると同時に、地方政府性債務はそれぞれの予算管理に納める」としたうえで、「コストの高い既存債務について、地方政府の借り替えを許可し、利息負担の軽減をさせつつ、返済期限の合理化を図る」と発言した。大会後のリリースで、同氏は、「新予算法は地方政府債務に対するルール付けを行い、どうやって借りる、どうやって管理する、どうやって返済するという三つの問題を明確にした」と発言した<sup>21</sup>。それを受けて、中国のメディアは、「地方債の起債許可によって、LGFVが存亡の局面に追い込まれている」と言及している<sup>22</sup>。

こうした一連の報告、発言やメディアの報道から、中央政府が地方政府のLGFVに依存する資金調達方式に更にメスを入れて、将来的には、地方債方式へ移行しようという政策メッセージが読みとれる。しかし、LGFV方式から地方債方式へ早い段階で移行することができるかと結論付けるのは時期尚早である。

LGFV方式は既に地方政府、特に末端地方政府の資金調達の主要な手段になっている。2013年12月に公表された審計署の地方債務調査書によると、2013年6月末までに、地方政府が直接償還責任を持つ債務のうち、LGFVによるものは4兆756億元で、債務の37%を占める。地方政府が保証責任を持つ債務のうち、LGFVによるものは8,833億元で、債務の33%を占める。地方政府が一定の救済責任を持つ債務のうち、LGFVによるものは2兆116億元となり、債務の46%を占める。この3つの項目を合わせると、既存のLGFV関連の地方債務残高は約7兆円規模になっている。以上は、地方政府性債務のストックで、こうした債務ストックを抱えているLGFV関連債務を地方債で全て借り換えるというのは極めて困難である。さらに、今後、新しく増える債務も注目しなければならない。本文の冒頭で述べたように、中国国家改革委員会研究所の試算によれば、都市化事業費は2020年までに総額30兆元を越えると予測されてお

<sup>21</sup> 「預算法大修完成、楼繼偉：重点解決地方債“借管還”」 經濟參考報、2014年9月1日付。詳細は[http://jjckb.xinhuanet.com/2014-09/01/content\\_519143.htm](http://jjckb.xinhuanet.com/2014-09/01/content_519143.htm)を参照されたい。

<sup>22</sup> 「地方債被関了後門、融資平台公司老総称很迷茫」 華夏時報、2014年9月14日付。詳細は<http://finance.sina.com.cn/china/20140904/001120204823.shtml>を参照されたい。また、「新預算法規範地方發債、地方融資平台需轉型」 騰訊財經、2014年9月5日付、<http://finance.qq.com/a/20140905/065843.htm> 及び「18万億地方債遭遇新預算法、上千融資平台將轉型」 中国金融信息网 2014年9月2日付、<http://bond.xinhua08.com/a/20140902/1379243.shtml>を参照されたい。

り、都市化率1ポイント上昇するにあたり、新規投資は6兆6,000億元に上る。今後の都市化進展にともなう新しい資金ニーズにどのように応えるべきかという大きな問題が存在する。

実際にどれぐらいの新規債務が発生するのだろうか。例えば、2012年のデータを用いた分析によれば<sup>23</sup>、2012年の地方政府のキャッシュフローは、歳入面では、中央政府からの財政移転と税収返還、土地以外の地方基金収入を合計すると11.3兆元、土地譲渡収入は2.8兆元となり、合計すると14.1兆元となる。一方、歳出面では、経常性支出（教育・医療・雇用など）は8.6兆元、建設性支出（環境・水利、都市インフラなど）は7.4兆元となり、合計すると16兆元となる。歳出－歳入＝負債なので負債総額は1.9兆元に上る。2009年の地方債改革以降、起債総額は既に2,000億元から2014年の4,000億元へ倍増しているものの、毎年約2兆元に上る新規債務の発生と比べると、地方債の発行額は微々たるものである。

地方政府の自主起債・自主返済方式による地方債の起債は一見、地方政府に起債権を譲渡することで、分権的な動きであるように見えるが、新予算法に規定されているように、起債権を持つのはあくまでも省である。逆に、市と県といった末端の地方政府にとって、より厳しい統制が強いられたようになったとも言える。今まで、予算で足りない資金は、予算外（LGFVを媒体）でなんとか調達できたものの、現在ではそのシステムまでにも締めつけが加えられ、都市開発関連事業費をどのように確保すべきかという問題が残る。

地方政府の裁量権が極めて高いLGFVを媒体とする資金調達方法を制限することには、リスクの面から理解できるが、それを補う資金の供与も必要不可欠である。目下、市と県が抱えているLGFVで発生した全ての債務が地方債で借り換えることが不可能であるうえに、新規債務がさらに発生すると見込まれるなかで、税源委譲や政府間財政移転による補てんなどの方法により地方債以外で市と県の一般財源を増やしていかなければならない。これは中国の財政システムを根本から問い直すことにつながるものである。急速な都市化が進み、市と県といった末端の中小都市が都市化関連事業費の資金調達に待ったなしの状況下において、LGFVを完全になくすことは不可能であるため、LGFVによる資金調達に対する監視・監督体制を強化しつつ、地方債の起債制限を緩めていくことが想定される。当面、LGFVと地方債が併存する資金調達システムが継続さ

れるであろう。

### むすびにかえて

中国の地方債改革は2009年の財政部による地方債の代理発行・代理返済からスタートし、2011年からの一部地域における自主発行・代理返済の実験を経て、2014年から10地域における自主発行・自主返済の実験が開始された。さらに、2014年8月31日に開催された第12期全国人民代表大会常務委員会で、1995年から実行されている「予算法」に対する大幅な法改正も行われ、地方政府の地方債を起債する法的根拠ができ、中国も地方債という新時代の幕開けが始まる。

地方政府による地方債発行の解禁に期待される効果として、①資金調達時における透明性の向上、②地方政府の土地に依存した都市化事業費調達からの脱却と地方政府の独自財源の確保の2点に集約される。

しかし、現時点の実験を通じてわかるように、地方債発行の課題も山積している。1994年分税制改革以後、中央政府から地方政府への財政移転が強化されたとはいえ、2013年度の全国の財政決算から見られるように、中央からの財政移転総額は3兆4,297億元にとどまり、土地譲渡収入と不動産関連税収を合計したものよりも少ない。従来の土地に依存した財政システムからの脱却に対する期待が高まったとはいえ、地方債改革だけで、既存の地方政府の債務問題の解決につながるとは思えない。特に、省以下の市と県の都市化にともなう資金的ニーズをどのように解決すべきか、さらに、各地方間の信用力の調整をどのように行うのかといった問題の全体像がまだ見えてこないのが現状である。

今後、中国の地方財政において、急速な都市化に向けて、地方債はどのような役割を果たし、地方債改革がどのように進展していくかについて、一層注視する必要がある。

### 参考文献

- 佐野淳也（2014）「中国・地方財政の債務構造と政府の対応策」『RIM：環太平洋ビジネス情報』、Vol.14 No.53、2014年、pp.34-53
- 徐一睿（2010）『中国の財政調整制度の新展開』日本橋報社、2010年
- 徐一睿（2011）「始動する中国の地方債－起債許可制度の構築に向けて」『北東アジア研究』、島根県立大学北東アジア地域研究センター編、第20号、pp.109-125
- 徐一睿（2014a）『中国の経済成長と土地・債務問題』慶應

<sup>23</sup>「財經ネット」ウェブサイトより。（<http://economy.caijing.com.cn/2014-06-06/114243117.html>、2014年10月15日確認）

義塾大学出版会、2014年  
 徐一睿 (2014b) 「中国の地方債務問題の再考：『地方政府  
 融資平台』(LGFV)を中心に」『ERINA REPORT』、  
 No.115、pp.13-21  
 審計署 (2013) 「全国政府性債務審計結果」(2013年12月30  
 日公告)

関根栄一 (2013) 「中国の地方債務をどのように捉えるべ  
 きなのか」野村財団『季刊中国資本市場研究』、2013年  
 秋号、pp.26-51  
 財政部 (2014) 「国务院關於今年以來預算執行狀況的報告」  
 (2014年8月28日)

## *The Procurement of Funding for Urbanization Project Expenditure in China: Regional debt bond issuance*

XU, Yirui

Full-Time Lecturer, Faculty of Management and Economics, Kaetsu University

### **Summary**

In recent years, amid the heightening of the financial needs for urbanization-related projects such as the urban development and infrastructure investment accompanying rapid urbanization, in China they have granted local governments the right to issue bonds for regional debt, and reforms have been furthered aimed at eliminating the local government fiscal-management systems that had been dependent on land. In 2009 they lifted the prohibition on regional debt which had been regulated in the Budget Law, and after going through the 2009 and 2010 proxy issuance and proxy repayment by the Ministry of Finance, and a partial regional trial of independent issuance and proxy repayment from 2011 to 2013, a trial began for independent issuance and independent repayment in 10 areas in 2014. Moreover, at the Standing Committee of the Twelfth National People's Congress which was held on 31 August 2014, the Budget Law was greatly revised for the first time in 20 years, and the fact that local governments (including the provinces, municipalities, and autonomous regions) could issue regional debt was clearly stipulated within the Budget Law (it is planned that this Budget Law will be applicable from 1 January 2015). In this paper, along with reviewing the historical changes for regional debt reform in China, I wish to examine a number of challenges which remain for regional debt reform.

[Translated by ERINA]

# 中国の国境隣接地方の地域発展戦略の形成と実態

## —中央と地方の関係を中心に—<sup>1</sup>

ERINA 調査研究部研究主任 穆尧芋  
駒澤大学非常勤講師 天野祐子

### はじめに

中国の地域発展戦略は、地域格差の是正を目的とする既存の西部大開発や東北振興などの中央主導型から、地域の経済的特徴を生かして多様な地域成長モデルの形成を目指す地方主導型に変化している。中央政府は2008年1月に「広西北部湾経済区発展規画」を承認し、2014年10月現在までに計122件の地域発展戦略を承認した<sup>2</sup>。これらの地域発展戦略は地方政府が積極的に策定し、中央政府の承認を経て地方のイニシアチブで実施され、地方による斬新な政策実験も盛んに行われている。こうした状況の中で、経済発展に後れを取っている内陸国境地域は、地理的優位を生かした隣接国との経済連携を打ち出し、中央政府の視線を引きつけながら地域発展戦略を実施している。常に中央の目が注がれ、その意図を反映しやすい沿海部の大都市に比べて、内陸国境地域は、地域発展戦略に対する中央の支援を渴望している。中央政府は国境地域の発展や少数民族地域の安定を図るために、こうした取り組みを支持し、中国の対外戦略の変化に伴い重視するようになった。その背景には、近年の中国の国際影響力の増強に伴い、周辺国の中国に対する警戒感が強まり、中国を取り巻く国際環境が大きく変化している現状がある。このため、中国政府は「以隣為善・以隣為伴」（隣国と善をなし、隣国を伴となす）の外交方針を打ち出し、「睦隣・安隣・富隣」（隣国との親睦、隣国の安定、隣国を富ませる）に努めると表明している。国境隣接地方は、こうした外交方針を実施するための最前線地域であり、積極的な国際経済協力が求められている。

しかし、実際には地方政府は現地の地域経済発展を最優先課題としてとらえ、中央政府の政策的意図と必ずしも一致した行動をとらず、中央と地方の間で政策的な不整合もみられる。こうした動きの中で、中国における国際影響力の行使と国内の地域発展をどう結びつけているか、また、国境地域開発において中央と地方の間にどのような補完関係・不整合があるかが課題となる。筆者は、これまで地域

発展戦略を体系的に整理し、政策実施過程を論じてきたが、その過程で地域発展戦略をめぐる中央と地方の関係の在り方を掘り下げる必要性を感じた。本稿は、国境隣接地方の地域発展戦略をめぐる中央と地方の関係を考察し、その実態と問題を整理したい。第1章では、先行研究をサーベイし、本稿の研究対象を明確にする。第2章では、国境隣接地方の地域発展戦略の展開の背景、策定状況と具体的な内容を整理する。第3章では、国境隣接地方の発展戦略の形成について考察する。第4章に、中央と地方の補完関係、第5章では、中央と地方の不整合を明らかにする。最後に本稿を取りまとめ、残された課題を整理する。

### 1. 先行研究に関して

国境隣接地方の発展戦略に関しては、個別の地域を取り上げ、特定の国（地域）との経済・貿易関係を考察する研究が多い。郭（2011）は、黒龍江省の経済発展と対外開放戦略を考察し、ハルビン市、大慶市、チチハル市などの省内大都市中心の「綏芬河～滿洲里経済地域」と、牡丹江市、ジャムス市、黒河市などの国境都市を中心とする「国境地域開放」の両方を重視する必要があると指摘した。満（2012）は、東北地域における対北朝鮮戦略を分析し、北朝鮮側の投資環境の未整備、不安定な国際政治情勢、地域開発をめぐる中朝間の国家レベルの協力メカニズムの欠如などの課題を指摘した<sup>3</sup>。これらの研究は、国境地域特有の興味深い論点を提示しているが、分析地域が一部であり、国家間の問題にとどまる指摘しかなされていない。張（2014）は、沿海地域における海洋進出・海洋関連経済の推進戦略について考察したが、内陸国境地域の発展戦略を対象とした分析ではない。

国境地域を対象とする研究には以下のようなものがある。湯（1991）は、沿海地域に比べて内陸国境地域の改革開放は後れを取っていることを指摘し、国境貿易の拡大や全面的な開放戦略の実施など、国境地域における対外開放

<sup>1</sup> 本稿はJSPS科学研究費25871224、24530268の助成を受けたものである。

<sup>2</sup> 穆・天野（2014）は2013年9月までに承認された108件の地域発展戦略をまとめた。中央政府はその後14件を承認し、合計122件となった。

<sup>3</sup> ほかに岩下（2005）、西口・西澤編（2014）なども挙げられる。

の強化の必要性を強調した。麻薬取引・密輸・治安・民族・宗教などの面において厳しく管理する必要もあり、国境地域の経済発展の難しさを指摘した。龍（1995）は、内陸国境地域における経済発展と隣接国との貿易拡大の重要な意味を強調した。国境貿易は国境地域の経済振興のみならず、国際分業に参加する重要な手段でもあると指摘した。また、中国と北東アジア、中央アジア、南アジア、東南アジアの経済状況を分析し、こうした周辺国との経済協力の可能性を考察した。内陸国境地域の経済発展戦略は、中央政府・国境隣接地方・非国境隣接地方が共同で推進する必要があると強調した。ほかに、国境貿易に関する研究では張（1993）も挙げられる。こうした研究は国境貿易に特化して分析しており、国境地域の経済発展戦略に関するものではなく、中央と地方の関係についての分析に至っていない。

その中で、張・李（2012）は、国境地域における中央と地方政府の関係を論じた貴重な研究である。まず、市場経済の発展が遅れているため、内陸国境地域の対外開放における地方政府の役割は沿海地域よりも大きいとした上で、地方と中央の利益調整に矛盾が存在していると指摘する。具体的な矛盾は、①経済発展を重視する地方と外交問題を重視する中央、②インフラ整備で国家支援を求める地方と地域間バランスを重視する中央、③経済発展の質より量を求める地方と産業構造の改善や国際連携の質を重視する中央、④財政収入の拡大・雇用の創出を重視する地方と環境保護を重視する中央というように、中央と地方の方向性の違いを明確にする。さらに、地方政府のトップは、国内では昇進レースに勝つためにほかの地域トップと競争関係にある一方、国外では隣接国の地方政府と協力関係にあるというように、対外開放をめぐるのは国家間より国内における中央－地方間問題が大きいことを示唆しており、さらに詳細な分析が必要である。

本稿では、張・李（2012）の論点を継承し、地域戦略をめぐる中央－地方関係の実態と問題をより深く検討する。まず、内陸国境地域における地域発展戦略を省別に整理した上で、その内容を吟味しつつ、内陸地域の発展戦略の形成を検討し、中央と地方の关系到焦点を当てて考察する。

## 2. 国境隣接地方の地域発展戦略の展開

### 2.1 中国の地域発展戦略の新しい展開

中国の地域発展戦略といえば、西部大開発や東北振興に代表されるように、中央主導で地域格差の是正を目的とする地域政策であるというイメージが強い。しかし、2000年

代後半から地域発展戦略は新しい展開を見せ、既存の中央主導から地方主導に変化している。策定の目的は、地域間の経済的格差の是正から、異なる地域発展モデルの形成に変わっている。各省（直轄市・自治区を含む。以下同じ）政府が積極的に地域発展戦略を策定し、中央政府に認めさせ、地域の経済的特徴に沿って地方主導で実施するようになった。

この背景には、まず、中国は30年以上の改革開放を経て、市場経済の浸透につれて各地域が異なる経済構造を形成し、当該地域の特徴に従って地域政策を策定する必要性が高まっていることが指摘できる。次に、中央政府が各地域の複雑な経済情勢に対応することには限界があり、全国統一の経済政策に対して各地域に適した発展戦略を地方主導によって補完することも不可欠である。さらに、地方政府の財政力は国有地の譲渡収入などにより急速に増強し、これに伴って中央に対する発言力が拡大していることから、地方独自でも地域発展戦略を策定・実施できるようになったことが考えられる<sup>4</sup>。

2008年1月に国务院に承認された「広西北部湾経済区発展規画」は、地方主導で地域の経済的特徴を重視した地域発展戦略であった。中央政府がその後も発展戦略を承認し続けている。穆・天野（2014）は、2013年9月までに承認された108件の発展戦略を「地域経済発展」、「構造改革推進」、「問題地域対策」、「特定地域・分野の施策」の4種類に分けて考察した。①「地域経済発展」は、地域の経済的特徴を強調しながらも総合的な発展を目指すもので、省レベル30件、市・県レベル12件、新区（既存都市の規模の拡張）6件があった。②「構造改革推進」は、地域経済の構造改革・斬新な政策試験・新産業の育成などを目指すもので、総合配套改革試験区10件、国土利用の改善を図る主体機能区1件、海洋経済の推進16件、産業移転の促進8件、自由貿易区1件があった。③「問題地域対策」は、経済発展に取り残された地域に対する特定課題の解決を図るもので、環境保護、資源型経済の脱却、旧工業地域の振興がそれぞれ1件あった。ほかに貧困地域対策11件、旧革命地域対策2件もあった。④「特定地域・分野の施策」は、観光振興3件、科学技術振興3件、金融改革3件があった。中国の地域発展戦略はこのような政策体系で策定・実施され、2014年10月現在まで計122件が承認されている。

### 2.2 国境隣接地方の地域発展戦略の策定状況

以上の発展戦略の中から、内陸国境地域に関連するもの

<sup>4</sup> 地域発展戦略の新しい展開の背景などについて、張（2012）、呉・馬（2013）は詳しく考察している。



で国際経済協力を目標としているものを抽出し、地域別でまとめると表1ようになる。上段は省レベル、下段は市・県レベルである。チベット自治区、甘粛省を除くすべての国境隣接地方に、中央政府承認の地域発展戦略が存在している。特定の国との経済協力において、全国から見て当該地域の発展戦略が重要な役割を果たしていることがわかる。承認元はほとんど国務院であるが、「雲南橋頭堡滇中産業集中区発展計画」だけは発展改革委員会、工業・情報化部、国土資源部、住宅・都市農村建設部、商務部による共同承認である。

具体的に見てみる。「広西北部湾経済区発展計画」の対象である広西チワン族自治区は、北海市・防城港市などの港湾都市に加えて、ベトナムとの国境貿易拠点を生かして東南アジアとの経済協力を推進している。「雲南省を西南開放の重要な橋頭堡として建設を加速させることを支持することに関する意見」の対象である雲南省は、東南アジアに加えてインド、バングラデシュを中心とする南アジアとの経済連携を進めている。「天山－北坡経済帯発展計画」の対象である新疆ウイグル自治区は、カザフスタン、キルギスタンなどの中央アジア諸国との国際協力に加えて西ヨーロッパまで視野を広げている。内モンゴル自治区には「呼包銀榆経済区発展計画」があり、モンゴル、ロシアとの経済協力を通じて北方に向けて開放する重要な玄関口を目指している。黒龍江省はロシアとの国境線を利用し、「黒龍江と内モンゴル東北部地域国境地域開発開放計画」によりロシアとの国際連携を推進し、その中には内モンゴル自治区のフルンボイル市も含まれている。「中国図們江地域協力開発計画要綱」の対象である吉林省は、北朝鮮、ロシア、日本、韓国などを含む北東アジアとの連携を促進している。「遼寧沿海経済帯発展計画」の対象である遼寧省は、丹東市を拠点にして北朝鮮との国境貿易・インフラ整備などを行っている。このような省レベルのほかに、雲南省、内モンゴル自治区、吉林省、新疆ウイグル自治区、黒龍江省において、国境地域にある市・県を中心に地方都市レベルの地域発展戦略も承認されている。これらの地域は国際連携の前線拠点であり、省レベルの発展戦略を補っている<sup>5</sup>。

国境地域の地方政府が積極的に地域発展戦略を策定する背景には、地域経済の厳しい現実がある。内陸国境地域は、

高原、山地、ゴビ、砂漠、寒冷地など自然条件の厳しい地帯に立地する地方が多く、人間活動は相対的に希薄であるほか、交通インフラの整備も容易ではない。過去、ベトナム戦争・中ソ関係の悪化などで見られたように、国境地域における国際間の緊張関係が長く続き、経済発展より政治的・軍事的な安定が主要な政策目標であった。その後、中国を取り巻く国際環境が安定し、改革開放政策が実行されるようになるが、内陸国境地域は沿海地域と比べて後れを取っており、市場経済の浸透は進んでおらず、その格差は拡大した。中央主導の西部大開発や東北振興策は多大な効果を上げたが、地域経済の持続的成長を支える民間企業の発展、地場産業の振興、資源依存の脱却、技術力の強化などにおいては、決定的な成果を上げたとは言い難い。また、隣接している相手の地域には先進国がないほか、途上国・振興国の中でも発展が遅れている地域であり、国際協力を行う経済的基盤が弱い。こうした状況の中で、内陸国境地域は地方主導による発展戦略の策定を積極的に取り組み、中央政府の支援を獲得しながら地域の経済的特徴を生かした経済政策を実施する必要がある。

ところで、上記以外の三つの特例についても補足しておく。まず、寧夏回族自治区は国境隣接地方ではないが、「寧夏内陸開放型経済試験区計画」が国務院に認められており、アラブ諸国との交流拡大に取り組んでいる。寧夏回族自治区の人口は600万人、うち3分の1は少数民族の回族であり、イスラムのアラブ諸国と宗教的・文化的な共通点が多い。寧夏回族自治区は「西に向けて開放する」を掲げて中国とアラブ諸国との交流拠点地域を目指している。次に、中央政府が承認する発展戦略がまだ存在しない唯一の国境地域としてチベット自治区がある（環境保護関連の地域発展戦略を除く、以下同じ）。チベット自治区はインド、ネパールなどと国境を隣接しているが、ヒマラヤ山脈に遮断されている高原地域で、経済活動は内陸地域ほど活発ではない。チベット自治区は全国では経済発展が比較的遅い地域で、経済的特色を強調する地域発展戦略の承認が難しく、中央政府が別の形で支援を行っている<sup>6</sup>。中央政府にとって、チベット自治区の経済社会の安定は重要な政策目標である。また、甘粛省はモンゴルとの国境を有しているが<sup>7</sup>、国境線はわずか65kmしかなく、国境地域に砂漠・ゴビ地

<sup>5</sup> このほかに、黒龍江省日報2013年12月9日の記事によると、黒龍江省綏芬河市は国務院の承認を得てルーブルの市内流通ができるようになった。中華人民共和国にとって、外国（ロシア）の貨幣が中国の特定地域で流通することが許可された初めての事例である。管見の限り、これに関連する国務院の正式文書は見当たらない。

<sup>6</sup> 例えば、中央政府は1980年代からチベット自治区を対象にした専門会議を5回にわたって開催し、チベットの経済社会の発展に具体的な支援策を行ってきた。

<sup>7</sup> 甘粛省の国境線は、甘粛省肅北モンゴル自治県とモンゴルとの間にある。国境の状況については、以下の新華社ウェブサイトが参考になる。（[http://www.xinhuanet.com/chinanews/2005-08/01/content\\_4766749.htm](http://www.xinhuanet.com/chinanews/2005-08/01/content_4766749.htm)、2014年10月20日確認）

帯が広がっていて人間活動が希薄であるため、中央政府承認の国際協力を促進する発展戦略はない。

### 2.3 国境隣接地方の地域発展戦略の内容

国境隣接地方の発展戦略の内容は、国内の経済発展と国際連携の促進に大きく分けられる。国内では、地域経済の空間的配置の合理化、産業の発展と産業構造の改善、インフラ整備の強化などがあり、国際連携を推進するための経済的基盤の強化に重点が置かれている。このほか、都市イ

ンフラの整備、都市間連携の強化、都市化の推進、サービスの発展、国内諸地域との連携、環境保護、公共サービスの充実、社会福祉の促進、少数民族地域の社会安定の確保なども挙げられる。国際連携の促進では、国際輸送ルート整備の整備、国境貿易の発展、外資誘致、隣接国の経済特区の支援、中国企業の対外進出などがあり、各地域の実態に従って隣接国との具体的な協力方策が考案されている。このほか、経済協力を促進するための国際協力体制の構築、

表1 国境隣接地方の地域発展戦略の承認状況

省レベル	国境線	隣接国	地域戦略名	承認年月	戦略の位置づけ
広西チワン族自治区	1020キロ	ベトナム	広西北部湾経済区発展計画	2008年1月	東南アジアとの協力による自由貿易地域の発展
雲南省	4060キロ	ミャンマー・ラオス・ベトナム	雲南省を西南開放の重要な橋頭堡として建設を加速させることを支持することに 関する意見	2011年5月	西南開放（東南アジア・南アジア）の 門戸
新疆ウイグル自治区	5600キロ	モンゴル・ロシア・カザフスタン・キルギスタン・タジキスタン・アフガニスタン・パキスタン・インド	天山-北坡経済帯発展計画	2012年11月	対外開放、輸出加工基地
内モンゴル自治区	4200キロ	モンゴル・ロシア	黒龍江と内モンゴル東北部地域国境地域 開発開放計画	2013年8月	ロシアと北東アジアに向けた開放
			中国東北地区が北東アジア地域に向けて 開放する計画要綱	2012年7月	北東アジアに向けた開放、海外進出と 海外企業誘致による現代産業基地形成
			呼包銀榆経済区発展計画	2012年10月	北への開放の重要な玄関口、エネ ルギー基地
黒龍江省	3045キロ	ロシア	中国東北地区が北東アジア地域に向けて 開放する計画要綱	2012年7月	北東アジアに向けた開放、海外進出と 海外企業誘致による現代産業基地形成
			黒龍江と内モンゴル東北部地域国境地域 開発開放計画	2013年8月	ロシアと北東アジアに向けた開放
吉林省	1384.5キロ	ロシア・北朝鮮	中国図們江地域協力開発計画要綱	2009年8月	内陸国境地域の開発開放の重要な 拠点、北東アジアに向けての玄関口、 北東アジア経済技術協力のプラット フォーム
			中国東北地区が北東アジア地域に向けて 開放する計画要綱	2012年7月	北東アジアに向けた開放、海外進出と 海外企業誘致による現代産業基地形成
遼寧省	200キロ	北朝鮮	遼寧沿海経済帯発展計画	2009年7月	対外開放のプラットフォーム、国際水 運センター
			中国東北地区が北東アジア地域に向けて 開放する計画要綱	2012年7月	北東アジアに向けた開放、海外進出と 海外企業誘致による現代産業基地形成
寧夏回族自治区	0キロ	アラブ諸国(交流対象国)	寧夏内陸開放型経済試験区計画	2012年9月	西方にむけた戦略の成長地点、イスラ ム・ムスリム関係の産業集中区
			呼包銀榆経済区発展計画	2012年10月	北への開放の重要な門戸、エネ ルギー基地

市・県レベル	国境線	隣接国	地域戦略名	承認年月	戦略の位置づけ
黒龍江省撫遠県	—	ロシア	黒瞎子島保護・開放開発問題に関する返 答	2009年5月	ロシアとの国境開放・生態保護・ビジ ネス・観光等での協力
新疆ウイグル自治区カシュガル市、イリカザフ自治州 コルガス(霍城)県 カシュガル経済開発区(新疆 生産建設兵団も含む)、コ ルガス経済開発区(新疆生 産建設兵団、伊寧市、清水 河配産業パークも含む)	—	モンゴル・ロシア・カザフスタン・キルギスタン・タジキスタン・アフガニスタン・パキスタン・インド	カシュガル・コルガス経済開発区建設の 支持に関する若干の意見	2011年9月	中央アジア・南アジア・西アジア・東 ヨーロッパと密接な協力の強化、東西 物資の流通、産業移転受入
吉林省延辺朝鮮族自治州琿 春市	—	ロシア・北朝鮮	中国図們江区域(琿春)国際協力示範区 建設を支持することに関する若干の意見	2012年4月	北東アジアに向けた開放、北東アジア の交通の中核・ビジネス拠点
雲南省昆明市官渡区、安寧 市、嵩明県、尋甸県、玉 溪市の易門県、楚雄州の 楚雄市と禄勳県、曲靖市の 馬龍県	—	—	雲南橋頭堡滇中産業集中区発展計画	2014年5月	橋頭堡建設の新しい牽引役、開放型 経済の産業基地、対外開放の試験区
内モンゴル自治区エレンホ ト市	—	モンゴル	内モンゴルエレンホト重点開発開放試験 区設立への同意に関する返 答	2014年6月	モンゴルへの開放窓口、シルクロード 経済帯の重要な結節点

注：寧夏回族自治区は国境隣接地方ではないが、少数民族の回族が多数居住しており、イスラムの宗教的・文化的な共通性から、アラブ諸国との経済協力を推進している。特例としてこの表に含めた。

出所：中国政府の公文書、省・市・県の地方政府のウェブサイト、各種新聞報道より筆者作成

推進と外貨の流通許可、国境観光の推進、博覧会の開催、国際空港・港湾の整備、検疫・通関体制の強化、越境環境協力、技術・教育文化交流の推進などが挙げられる。豊富なエネルギーを有する新疆ウイグル自治区、内モンゴル自治区などでは、全国レベルのエネルギー供給基地の整備が重要な内容となっている。これらの政策内容は発展戦略の本文に明確に書かれており、各地域の実態や隣接国の状況に沿って考案されている。

### 3. 国境隣接地方の地域発展戦略の形成

国境隣接地方は、中国の周辺国戦略を実施する前線拠点である。その地域の発展戦略が当該地域の経済成長のみならず、中国全体の国際展開にも大きな意味を持っている。国際影響力が急速に増強している中国にとって、安定した周辺環境の確保が重要な政策課題であり、国境隣接地方はその地理的先端性・拠点性から無視できない役割を果たしている。国境隣接地方の地域発展戦略は、以下の理由により形成されつつあると考える。

#### 3.1 中央政府の周辺国戦略の強化

中央政府は周辺国に対して「以隣為善・以隣為伴」の外交方針を打ち出しており、国をまたいだ地域間の経済協力を通じて「睦隣・安隣・富隣」を目指している。この外交方針は、2002年11月に開催された中国共産党第16回全国大会において江沢民共産党書記（当時）によって初めて打ち出され、以降、歴代の政府に継承されている。例えば、胡錦濤国家主席（当時）が2003年6月にモンゴルを、同年10月に温家宝首相（当時）がインドネシアを訪問した際に、この方針を繰り返し表明している。直近の2014年11月、北京で開催されたアジア太平洋経済協力（APEC）会議において、習近平国家主席はこの方針の継承を表明している。中央レベルでは、経済交流と通じて周辺国との友好関係を構築し、共に発展していくという明確なビジョンを持っている。

周辺国戦略の推進について、中央政府の動きはますます活発化している。2013年10月、周辺国外交に関する専門の座談会が中国共産党中央によって北京で初めて開催され、

習近平総書記は「我が国の発展にとって、より良い周辺環境を構築すること」を指示した。中国の発展のメリットが多くの人に伝わり、周辺国との共同発展を目指すことが強調された<sup>8</sup>。また、国家発展改革委員会において、内陸国境地域に特化した全国レベルの発展戦略「沿辺地区開放開発規画」が策定中であると報じられている。各国境隣接地方の発展戦略を取りまとめ、国際地域協力をより総合的・効果的に推進する狙いがあると見られる。2014年7月、国家発展改革委員会西部開発局は、北京で「重点開発開放試験区座談会」を開催した。国境隣接都市の広西チワン族自治区東興市、雲南省瑞麗市、内モンゴル自治区滿洲里市、内モンゴル自治区エレンホト市の開発開放の経験を取りまとめ、内陸国境地域の対外開放における試験区の先導的な役割を強調した<sup>10</sup>。

政策研究と政策提言の強化については、2011年に、中国最大の政府系シンクタンクである中国社会科学院に「周辺戦略研究室」を設置し、周辺国に対する研究を強化している<sup>11</sup>。2014年11月、内陸国境地域の9省<sup>12</sup>の中国社会科学院は共同で「中国沿辺省区新型智库戦略連盟」（中国内陸国境地域新型シンクタンク戦略連盟）を結成した。内陸国境地域における対外開放の政策研究を強化し、情報の共有・学術交流・政策提言に努めている<sup>13</sup>。

#### 3.2 すべての周辺国に対応する地域発展戦略の形成

中国を取り巻くすべての周辺国（地域）に対応する地域発展戦略が形成されている。東南アジアには広西チワン族自治区の「広西北部湾経済区発展規画」があり、南アジアには雲南省の「雲南省を西南開放の重要な橋頭堡として建設を加速させることを支持することに関する意見」がある。中央アジア（西ヨーロッパも含む）には新疆ウイグル自治区の「天山-北坡経済帯発展規画」があり、中国北方のモンゴル、ロシアには内モンゴル自治区の「呼包銀榆経済区発展規画」がある。北東アジアには東北3省（遼寧省・吉林省・黒龍江省）と内モンゴル自治区を網羅する「中国東北地区が北東アジア地域に向けて開放する規画要綱」があり、省別では黒龍江省、内モンゴル自治区の「黒龍江と内モンゴル東北部地域国境地域開発開放規画」、吉林省の「中

<sup>8</sup>「中国共産党新聞ネット」より。（<http://cpc.people.com.cn/n/2013/1026/c64094-23333683.html>、2014年10月15日確認。）

<sup>9</sup>「沿辺地区開放開発規画或在三中全会後出台」、中国連合商報、2013年10月21日付。

<sup>10</sup>国家発展改革委員会のウェブサイトより。（[http://www.ndrc.gov.cn/gzdt/201407/t20140725\\_620039.html](http://www.ndrc.gov.cn/gzdt/201407/t20140725_620039.html)、2014年8月24日確認）

<sup>11</sup>この研究室は2011年1月に中国社会科学院アジア太平洋研究所に設置されたが、2011年12月の組織変更にもない、中国社会科学院アジア太平洋・世界戦略研究院の「中国周辺・世界戦略研究室」に名称変更した。（アジア太平洋・世界戦略研究院のウェブサイトより。<http://niis.cass.cn/cate/1109.htm>、2014年10月15日確認。）

<sup>12</sup>黒龍江省、吉林省、遼寧省、内モンゴル自治区、新疆ウイグル自治区、チベット自治区、甘肅省、広西チワン族自治区、雲南省の9省である。

<sup>13</sup>新華社ウェブサイトより。（[http://news.xinhuanet.com/local/2014-11/09/c\\_1113174153.htm](http://news.xinhuanet.com/local/2014-11/09/c_1113174153.htm)、2014年11月10日確認。）

国図們江地域協力開発規画要綱」、遼寧省の「遼寧沿海経済帯発展規画」がある。さらに、国境のない寧夏回族自治区では、イスラムの宗教・文化的共通性からアラブ諸国との経済連携を行う「寧夏内陸開放型経済試験区規画」が存在している。チベット自治区には中央政府承認の発展戦略が存在していないが、隣接している南アジアとの経済協力については雲南省が補っている。これらの地域発展戦略は、主に地方政府によって実施されているが、外交レベルの課題については中央政府の支援の下で進められている。

### 3.3 国境地域の発展戦略の策定と実施

チベット自治区、甘肅省を除くすべての国境隣接地方(省レベル)に、国際協力を目的とする地域発展戦略が承認されている。広西チワン族自治区、雲南省、新疆ウイグル自治区、内モンゴル自治区、黒龍江省、吉林省、遼寧省のほか、国境を有していない寧夏回族自治区でも國務院承認の発展戦略が存在している。チベット自治区は高原地帯、甘肅省は短い国境線の周辺に砂漠・ゴビ地帯が広がっているという厳しい自然環境の影響もあり、中央政府承認の国際協力推進の地域発展戦略はない。また、新疆ウイグル自治区のカシュガル、コルガス、吉林省の琿春、内モンゴルのエレンホトなど、交通の要所や拠点性の高い地域において市・県レベルの発展戦略も承認されている。

これらの発展戦略は地方政府のイニシアチブで実施され、地域の実態に沿った斬新な政策的試みが行われると見られ、国際連携の成果が徐々に始まっている。例えば、吉林省は「中国図們江地域協力開発規画要綱」の下で国際輸送ルートの整備に力を入れており、ロシア・ザルビノ港を経由する日本海横断航路を開設したほか、北朝鮮の羅津港を経由して上海への越境輸送を実現した。海への出口がないという吉林省にとって、経済発展のボトルネックの解除に繋がる取り組みが行われている。

### 3.4 ますます強化される国境地域の発展戦略

2013年9月、習近平国家主席はカザフスタンを訪問した際に「シルクロード経済帯」構想を打ち出し、10月にインドネシアを訪問した際に「21世紀海上シルクロード」構想を打ち出した。「シルクロード経済帯」は古代シルクロードの歴史を伝承し、中国内陸部、中央アジア、西ヨーロッパに向かう経済・貿易ルートを整備することであり、「21世紀海上シルクロード」は中国沿海部、東南アジア、南アジア、中東、アフリカ、西ヨーロッパに向かう海上輸送・

貿易ルートを整備することである。「一帯一路」と呼ばれるこの2つの構想は、習近平政権の最も重要な国内開発戦略と国際展開戦略であると考えられる。具体的な対象地域はまだ公表されていないが、広西チワン族自治区、雲南省、新疆ウイグル自治区、内モンゴル自治区などを含む国境隣接地方が想定されており<sup>14</sup>、その地域の発展戦略に大きな影響を与えるに違いない。資金面では、中国主導で進められているアジアインフラ投資銀行(法定資本金1,000億ドル)や中国の出資によって設立されるシルクロード基金(400億ドル)などの支援も考えられ、国をまたいだ地域間の輸送インフラ整備、国境貿易、国際投資、人的移動が大きく促進されると考えられよう。地域発展戦略の策定・承認に関わっている国家發展改革委員会では、現在の地域開発局、西部開発局、東北振興局などの部局を改編し、「一帯一路」を専門的に取り扱う部署を設立する可能性もあると推測する。周辺国に関連する発展戦略の策定・実施は、中央レベルでより統合的・組織的に行うことになるであろう。

## 4. 中央と地方の補完関係

### 4.1 国境隣接地方の経済開発

国境隣接地方は様々な面において経済発展の条件が不利な地域であり、沿海地域と比べて後れを取っている。中央政府は地域格差の是正、貧困の削減、国境インフラ整備などを図る目的で、国境隣接地方の開発を支援し続けている。西部大開発や東北振興策はその好例である。地方政府も、沿海部との格差を縮小するために、懸命に地域経済発展に取り組んでいる。2000年代以降、地方主導の発展戦略が作られ、地域の経済的特徴を生かした取り組みが行われるようになった。国境地域はこの流れに敏感に反応し、特定の隣接国あるいは地域を対象にして国際協力を推進する発展戦略を作り、中央政府に認めさせている。近年における地方政府の財政力の増強により、都市インフラの改善、国境輸送ルートの整備、国際ビジネスの推進、域内企業支援などにおいて地方政府が積極的にかかわるようになった。中央と地方は、国境地域の経済発展の促進という共通の目標を持っている。

### 4.2 全国的な経済課題の解決

中国は30年以上の高度成長を経て世界2位の経済大国になったが、持続的な成長を実現するための課題も山積している。これらの課題を解決するために、中央政府は地方の

<sup>14</sup> この構想には、国境を有していない寧夏回族自治区、四川省、重慶市、陝西省なども深く関わると見られる。

発展戦略を承認する形で、地方政府にその役割の一部を担わせている。例えば、中国と東南アジアとのFTAの推進、人民元の国際化、中国企業の海外展開において広西チワン族自治区の「広西北部湾経済区発展規画」、雲南省の「雲南省を西南開放の重要な橋頭堡として建設を加速させることを支持することに関する意見」が重要な役割を担っている。また、エネルギー資源及びその輸送ルートの確保においては、新疆ウイグル自治区の「天山－北坡経済帯発展規画」、内モンゴル自治区の「呼包銀榆経済区発展規画」の役割が大きい。中国の沿海地域の開発開放は急速に進んできたが、内陸国境地域は遅れているという全国レベルの課題に対し、吉林省の「中国図們江地域協力開発規画要綱」にその解決の方策を模索する使命が与えられている。地域発展戦略は、全国的経済課題の解決に貢献することが期待できるから中央政府に承認されるわけである。中央政府は、このような形で地方政府に使命感と高揚感を与えて、地方による大胆な試みを促している。地方政府も大義名分がある「国家戦略」として承認されることから、積極的に地域発展戦略を策定して承認を申請している。策定過程においては中央政府の意向を反映している。

#### 4.3 周辺国への経済展開

中国経済の膨張により、安価な労働力・資源・エネルギー・土地などの生産要素が相対的に不足し、中国企業による海外展開は不可避である。中国政府はこれを支援しており、周辺国への企業進出を後押ししている。中国は積極的に隣国外交を展開しており、中央政府のみならず、地方政府による国際経済協力が活発化している。東南アジア、南アジア、中央アジア、アラブ諸国、北東アジアなどの周辺地域に、中央政府承認の地域発展戦略が存在している。中央政府は、地方政府に隣接国への経済展開の役割を果たさせ、周辺国外交の一部を担わせている。地方による国際経済交流の実績を材料にし、更なる国際展開を図っている。地方政府も、中央政府の具体的な支援を獲得し、地方経済発展のボトルネック（国際輸送ルートの不備、通関点の設置不足、農産品加工技術の遅れなど）を取り除くことを望んでいる。中央政府のバックアップの下で大型国有企業と交渉し、当該地域に対する大型投資を呼び寄せることに懸命である。積極的な国際経済交流を通じて地域経済の活性化を図り、税収の拡大や生活水準の向上、魅力的な地域性の形成と観光客の誘致に努めている。周辺国への経済展開に関しては、

中央と地方は同じ方向性を持っている。

#### 4.4 社会的安定に関わる諸要素

国境隣接地方は、貧困集中地域・少数民族地域と重なる部分が多い。中央と地方は積極的に経済発展を促進し、国境地域の安定、貧困撲滅及び少数民族の生活レベルの向上に努める必要がある。国境隣接地方の発展戦略は、当該地域の社会の安定と繁栄を促進する役割もある。例えば、「雲南省を西南開放の重要な橋頭堡として建設を加速させることを支持することに関する意見」では、雲南省が「我が国の民族の団結、国境の繁栄と安定のモデル地区」になることを目指している<sup>15</sup>。吉林省の「中国図們江地域協力開発規画要綱」でも、民族・国境地域の繁栄と長期にわたる安定の実現を掲げている<sup>16</sup>。寧夏回族自治区の「寧夏内陸開放型経済試験区規画」は、西側に向けて開放することを目指し、アラブ諸国の政府・企業・教育研究機関・民族などと多面的な交流を行っている。国境隣接地方の発展戦略は、経済発展の前提となる社会的・政治的安定を実現する意味が含まれている。

#### 5. 中央と地方の不整合

国境隣接地方における発展戦略の策定と実施において、中央と地方との間に協力関係があるが、双方の立場や利益所在の相違から様々な不整合も存在している。これらの不整合は地域発展戦略の実施の効果に大きな影響を与えており、詳細に検討する必要がある。張・李（2012）は、これについて具体的な分析を行っており、本章はそれを継承・批判しつつ、より深く掘り下げたい。

##### 5.1 発展戦略の方向性と地域の交流の実態

国境隣接地方の発展戦略は、はたしてその地域の交流の実態を反映し、実施可能なものなのか？中央政府は、全国の視点から国際経済協力を促す地域発展戦略を承認するが、地方によっては対象国との経済交流の実績が少なく、国際協力を支える経済的基盤が弱い場合がある。そのような地域では、当該発展戦略を実施することが難しいと考える。表2は国境隣接地方における対象国との貿易シェア（全国比、以下同じ）であるが、地方によって状況が相違していることがわかる。東南アジアとの国際連携を推進する広西チワン族自治区は、マレーシア、シンガポール、タイ、インドネシアとの貿易額が全国の10%前後を占めており、

<sup>15</sup> 雲南省は26の少数民族が居住している多民族地域である。

<sup>16</sup> 吉林省の延辺朝鮮族自治州は、中国最大の朝鮮族集中居住地である。

一定の経済的基盤があるといえよう<sup>17</sup>。特に、国境隣接のベトナムとの貿易シェアは2008年の20.5%から2013年度の25.7%に上昇し、上海市（29.0%）に次ぐ全国2位となった。南アジアとの経済協力を進める雲南省は状況が違っている<sup>18</sup>。インド、パキスタン、バングラデシュ、スリランカ、ネパールとの貿易において、全国に占める雲南省のシェアは極めて少ない。雲南省はこれらの国と国境を接しておらず、直接的な経済交流が困難であろう。中国と南アジアとの貿易の中心は上海市（36.6%、2013年）、広東省（17.1%、2013年）にあり、雲南省ではない。また、中央アジアとの貿易に占める新疆ウイグル自治区のシェアは圧倒的に大きく、2013年度ではカザフスタンが79.8%、トルクメニスタンが93.2%、キルギスタンが96.1%、ウズベキスタンが53.8%、タジキスタンが94.8%を占め、すべて全国1位である。中央アジアとの経済協力を推進する地域発展戦略は、新疆ウイグル自治区が策定・実施することが当然であろう。アラブ諸国については、サウジアラビア、イラク、オマーン、クウェート、エジプトとの貿易に占める寧夏回族自治区の割合は0%である。内モンゴル自治区はモンゴルとの貿易シェアが2013年で86.3%、全国1位である。ロシアとの貿易シェアは2013年で6.4%だったが、その9割近くは満洲里税関によるものである。ロシア貿易における黒龍江省の

割合は2013年で24.4%、2008年の約2倍となり、全国1位である。黒龍江省と内モンゴル自治区フルンボイル市<sup>19</sup>を対象地域としてロシアとの経済交流を推進する「黒龍江と内モンゴル東北部地域国境地域開発開放規画」は、地域の実態に合っていると考えて良いであろう。北東アジアとの協力を行う吉林省は、日本、韓国、ロシア、モンゴルとの貿易シェアが少ない。北朝鮮との貿易シェアは2013年で14.5%であったが、2008年の約半分に縮小した。丹東税関を有する遼寧省は、6割のシェアを維持している。遼寧省は、日本、韓国との貿易シェアも一定程度持っているが、大連税関によるものが多い。このように、地域によって隣接国との経済交流の実態が相違しており、地域発展戦略がその実態に沿って作られているかが問題であろう。表2は貿易の視点から見たものであり、経済交流の基盤は直接投資・金融・観光・人的移動など多岐にわたっていることに留意したい。

## 5.2 大都市中心か国境地域中心か

国境隣接地方における発展戦略は、一般に相手国との経済連携の促進を重要な目的としている。しかし、国境地域の経済開発は難しい面があり、経済規模も限られているため、国境開発で省全体の経済成長を大きく押し上げること

表2 国境隣接地方の国別貿易シェア（全国比、2008・2013年）

広西チワン族自治区 (南寧税関)	マレーシア		シンガポール		タイ		インドネシア		ベトナム	
	2008	2013	2008	2013	2008	2013	2008	2013	2008	2013
	16.1%	7.3%	12.4%	11.0%	12.8%	10.2%	8.9%	8.2%	20.5%	25.7%
雲南省 (昆明税関)	インド		パキスタン		バングラデシュ		スリランカ		ネパール	
	2008	2013	2008	2013	2008	2013	2008	2013	2008	2013
	0.1%	0.0%	0.0%	0.1%	0.1%	0.1%	0.5%	0.0%	0.0%	0.0%
新疆ウイグル自治区 (ウルムチ税関)	カザフスタン		トルクメニスタン		キルギスタン		ウズベキスタン		タジキスタン	
	2008	2013	2008	2013	2008	2013	2008	2013	2008	2013
	85.7%	79.8%	60.9%	93.2%	99.0%	96.1%	44.4%	53.8%	90.4%	94.8%
寧夏回族自治区 (銀川税関)	サウジアラビア		イラク		オマーン		クウェート		エジプト	
	2008	2013	2008	2013	2008	2013	2008	2013	2008	2013
	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
内モンゴル自治区 (フフホト・満洲里税関)	日本		韓国		ロシア		北朝鮮		モンゴル	
	2008	2013	2008	2013	2008	2013	2008	2013	2008	2013
	0.0%	0.1%	0.0%	0.1%	20.3%	6.4%	0.0%	0.0%	85.9%	86.3%
黒龍江省 (ハルビン税関)	日本		韓国		ロシア		北朝鮮		モンゴル	
	2008	2013	2008	2013	2008	2013	2008	2013	2008	2013
	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	11.2%	24.2%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
吉林省 (長春税関)	日本		韓国		ロシア		北朝鮮		モンゴル	
	2008	2013	2008	2013	2008	2013	2008	2013	2008	2013
	0.4%	0.5%	0.1%	0.0%	1.1%	0.6%	27.9%	14.5%	0.0%	0.0%
遼寧省 (大連・瀋陽税関)	日本		韓国		ロシア		北朝鮮		モンゴル	
	2008	2013	2008	2013	2008	2013	2008	2013	2008	2013
	5.9%	5.6%	5.2%	4.2%	2.6%	2.7%	60.0%	60.8%	0.3%	0.2%

注：①国際協力を目的とする発展戦略がある寧夏回族自治区も表に取り入れた。それがないチベット自治区、甘肅省を省略した。②満洲里税関、大連税関は省都ではない満洲里市、大連市にあるが、中国税関総署の直轄税関であり、省都に立地するフフホト税関、瀋陽税関から独立している。

出所：中国税関統計のデータより筆者算出

<sup>17</sup> しかし、2008年と比べていずれも縮小している。

<sup>18</sup> 雲南省は東南アジア・南アジアとの経済協力を推進しているが、東南アジアに関しては広西チワン族自治区という強力なライバルが存在しているため、南アジアのほうに力を入れている。

<sup>19</sup> 満洲里市はフルンボイル市の一部である。満洲里税関の管轄範囲はフルンボイル市、興安盟、通遼市、赤峰市である。

は容易ではない。地域の経済発展を効果的に促進するには、国境地域ではなく省内の大都市を中心に施策すべきだとの見方がある。国境隣接地方の経済開発は、大都市中心か国境中心かとの疑問が常に付きまとう問題である。吉林省の「中国図們江地域協力開発規画要綱」は、長春市・吉林市・図們江地域（延辺朝鮮族自治州）の連携を推進して北東アジアの経済協力を促す「長吉図一体化」を提唱している。しかし、省政府の中で2大都市の長春市・吉林市の連携を促す「長吉一体化」の政策もある。どちらを重視するかについては時期によって違っている。黒龍江省にもロシアとの経済交流を促進する「黒龍江と内モンゴル東北部地域国境地域開発開放規画」がある一方、ハルビン・大慶・チチハルの省内3大都市の一体化を進める戦略がある。新疆ウイグル自治区には「天山－北坡经济带發展規画」があるが、ウルムチ市、石河子市、カラマイ市などの省内主要都市の開発に重点を置くべきだとの見方もある。

このように、短期的・効果的に省内の経済成長を押し上げるには大都市中心の政策が適しているが、地域経済のボトルネックを解除して長期的な発展を実現するには、国境地域の開発を一つずつ行っていくしかない。中央政府承認の地域發展戦略では後者を重要視しているが、地方政府のトップは前者を重視する傾向がある。この点について、張・李（2012）は、経済發展を重視する地方と外交問題を重視する中央、経済發展の質より量を求める地方と産業構造の改善や国際連携の質を重視する中央とまとめているが、より具体的に分析すると、大都市中心か国境地域中心かの開発方針をめぐる中央と地方の不整合の本質は、短期的な経済成長の追求か長期的なボトルネックの解除かという選択問題である。その結果は地方政府トップの意向に左右されるほか、その時の国内・国際情勢にも左右される問題であろう。

### 5.3 全国的な経済課題の解決の可能性

中央政府承認の發展戦略には全国的な経済課題の解決の役割がある。その課題は一般に地方政府にとっても大きな問題であり、地方政府は中央の承認で得られた、いわゆる「国家戦略」の使命感と高揚感を持って問題の解決に取り組んでいる。しかし、一地方政府の力で全国的な課題を解決するには限界がある。張・李（2012）が指摘したように、国家間の外交調整における地方の限界、税関・検査検疫局など中央直轄部門との調整における地方の限界、地方企業の規模の限界などが存在している。このほか、地方によっては中央政府承認の發展戦略を実施する度合いの違いがあることを指摘したい。地域経済の実態を反映している發展戦

略は地方政府が積極的に実施するが、そうではない場合は状況が違う。例えば、相手国との経済交流において、ほかの地域と比べて圧倒的に不利な地域は、發展戦略を効果的に実施することが難しい。特に、省政府の責任者の人事異動により、大都市中心か国境開発中心かの開発方針が変化した場合、既存の發展戦略が効果的に実施される保証はない。さらに、地方政府は中央政府の支援を獲得するために、各中央省庁と個別に交渉する必要があるが、交渉力の強さは地方によって異なる。中央政府承認の地域發展戦略の実施は、制度的・財政的に保障されるものではなく、地方によって実施の度合いが相違している。地方政府に全国的な経済課題の解決を期待するのは難しい。

### 5.4 複雑で変化の多い国際情勢と地域發展戦略

地域發展戦略の多くは2020年までの長期戦略であるが、国際連携の促進を目的とする發展戦略の実施は、複雑で変化の多い国際情勢の影響を受ける。張・李（2012）が指摘した地方政府の外交交渉の限界とは別に、時には中央政府も予測・対応しきれない国際情勢の劇的な変化は、国境隣接地方の發展戦略に多大な影響を与えている。影響はプラスとマイナスの両方があるが、不確実性が問題である。例えば、中朝関係の変化は吉林省の「中国図們江地域協力開発規画要綱」に、中国とベトナム、フィリピン関係の変化は広西チワン族自治区の「広西北部湾経済区發展規画」の実施に影響を与える可能性が高い。近年、中朝関係は好転しているため、黒龍江省の「黒龍江と内モンゴル東北部地域国境地域開発開放規画」の実施はスムーズになっているが、今後の関係の推移が注目される。習近平国家主席は「シルクロード经济带」を打ち出しており、今後、新疆ウイグル自治区の「天山－北坡经济带發展規画」が注目されよう。ただ、地方政府はこのような国際情勢の変化に対応できず、国際連携の促進を重要な目的とする發展戦略には不確実性が残る。地方政府はどこまで国際協力を推進すれば良いかという問題である。

張・李（2012）は、地方政府のトップが国内では昇進レースに勝つためにほかの地域トップと競争関係にあり、国外では隣接国の地方政府と協力関係にあると指摘した。この点については疑問が残る。地方政府のトップによる開発方針の決定は、本人のこれまでの経験やその時の政治・経済情勢に対する判断に依存しており、いつも積極的に国際連携を進めるわけではない。また、昇進レースの結果に影響する要因は個人の人間関係なども含み多岐にわたり、国際連携の成果だけで判断されるものではない。国際連携の成果は、当時の国際情勢や国の外交政策にも左右されて

おり、地方政府トップの能力だけで説明されない面がある。宗教・少数民族に関連する分野において、どこまで国際連携を進めるかという政治的判断も必要になってくるため、すべての政策が地方政府のトップの意思によるものではない。各地域の隣接国が異なるため、国によって中国への対応が違ってくることは十分可能である。吉林省のトップが雲南省のトップを相手に、昇進レースに勝つために北朝鮮への経済協力を積極的に行うことを想定しにくいし、雲南省のトップも吉林省に勝つために北朝鮮と協力関係を構築する必要はない。

#### むすびにかえて

本稿は国境隣接地方における地域発展戦略を対象に、その形成と実態を検討し、中央と地方の補完関係と不整合の問題を提起した。地方主導による地域発展戦略が形成されるなか、経済発展に後れを取ってきた国境隣接地方は、相手国との経済連携を打ち出して中央政府の支援を求め、国境などの利点を生かした発展戦略を実施している。中国における国境隣接地方の発展戦略が徐々に形成され、今後その内容が充実していくと考えられる。それは、中国における周辺国外交の形成、すべての周辺国（地域）に対応する地域発展戦略の形成、多くの国境隣接地方の国際連携の促進を目的とする発展戦略の策定と実施、習近平国家主席による「シルクロード経済帯」・「21世紀海上シルクロード」構想の4点で説明される。また、中央と地方は国境地域の開発促進・全国的な経済課題の解決・周辺国への経済展開・社会的安定の実現において共通の方向性があり、補完的な関係を有しているが、発展戦略の内容と地域の交流の実態、大都市中心か国境地域中心か、全国的経済課題の解決の危うさ、複雑で変化の多い国際情勢への対応において異なる利害関係や実態があり、双方の不整合も見られた。国境隣接地方の経済発展は市場だけでは支えきれない面があり、地域発展戦略における中央－地方間の補完と不整合は今後も続くと考えられる。

残された課題は数多くある。国境隣接地方の発展戦略の形成に関して、実施の状況や効果を検証する必要がある。その際、隣接国の対応や国内政策、経済状況も注視する必要がある。習近平国家主席の「シルクロード経済帯」・「21世紀海上シルクロード」構想に対して、隣接国によって異なる反応が示されている。また、地域経済の実態研究に関しては、貿易のみならず、投資・金融・人的移動・観光など多方面から検討する必要がある。具体的な地域を絞って深く掘り下げる必要があるかもしれない。

#### 参考文献

##### 日本語文献

- 岩下明裕 (2005) 「現地報告:中国と中央アジア-接触地域の現場検証」『スラブ・ユーラシア学の構築』研究報告集、No.8、2005年7月、pp.39-72
- 郭力 (2011) 「中国黒龍江省における経済発展と国境地域の対外開放戦略」『ERINA REPORT』、No.102、2011年11月、pp.3-8
- 呉昊・馬琳 (2013) 「中国が大量の地域発展計画を策定する要因と実施上の問題点」、『ERINA REPORT』、No.109、2013年1月、pp.15-22。
- 西口清勝・西澤信善編著 (2014) 『メコン地域開発とASEAN共同体:域内格差の是正を目指して』、晃洋書房、2014年
- 張可雲 (2012) 「中国が頻繁に地域発展計画を策定する背景、意図及び展望」、『ERINA REPORT』、No.103、2012年1月、pp.5-9。
- 張紀濤 (1993) 「中国の沿辺地域発展戦略と国境地域開発-脚光を浴びる国境貿易を中心に」『茨城大学教養部紀要』、通号 25、1993年、pp.101-137
- 張兵 (2014) 「中国における海洋経済発展戦略の政策展開とその実態:『山東半島藍色経済区発展計画』を事例に」『ERINA REPORT』、2014年1月、pp.22-32
- 穆堯芋 (2012) 「中国における地域発展戦略の実態と課題:『中国閩門江地域協力開発規画要綱』の事例」、『ERINA REPORT』、No.103、2012年1月、pp.38-51
- 穆堯芋・天野祐子 (2014) 「中国の地域発展戦略の策定状況:その特徴と課題」、『ERINA REPORT』、No.115、2014年1月、pp.33-45
- 満海峰 (2012) 「中国の東北地域発展戦略と対北朝鮮経済貿易協力の現状及び展望」『ERINAREPORT』、No.107、2012年9月、pp.3-11

##### 中国語文献

- 龍京紅 (1995) 「周辺経貿発展戦略研究」『鄭州大学学报』、1995年第2号、1995年4月、pp.7-15
- 湯国輝 (1991) 「關於沿辺発展戦略」『雲南社会科学』、1991年第1号、1991年3月、pp.34-38
- 張玉新・李天籽 (2012) 「跨境次区域経済合作中我国沿辺地方政府行為分析」『東北亜論壇』、2012年第4号、pp.77-84



*The Formation of Regional Development Strategies for China's Border  
Regions and the Actual Situation Thereof:  
With a focus on the relationship between center and region*

MU, Yaoqian

Associate Senior Research Fellow, Research Division, ERINA

AMANO, Sachiko

Part-Time Lecturer, Komazawa University

**Summary**

This paper, focusing attention on the development strategies aiming at the promotion of international cooperation which have been approved by the State Council for China's inland border regions, clarified the formative process by considering the situation for their specific formulation and implementation, and analyzed the relationship between center and region. It elucidated the actual situation for the portion of international strategies which local governments are allowed to take on by central government. When local governments develop economic diplomacy with neighboring countries, they are under various constraints, in terms of delegation of authority, organization, and financing, etc., and they are limited in the respect of taking on a role for the nation as a whole. In addition, regarding the priorities for local government measures, there is a tendency for them to be located in the major cities within provinces, and the budget is limited for sharing with the distant border areas with their low economic activity. As seen in Guangxi Zhuang Autonomous Region and Jilin Province, the international cooperative activity by local governments has been greatly influenced by the unstable international situation.

[Translated by ERINA]

# 会議・視察報告

## 「北東アジア国際観光会議 in 北九州会議」報告 —北東アジア地域間の国際観光振興と協力に向けて—

ERINA 特別研究員 鈴木伸作

国際観光の振興と北東アジア地域間の協力と連携に向けた国際会議「北東アジア国際観光会議 in 北九州市」が2014年8月21日から22日に北九州市で開催された。今回の会議は2013年韓国金泉市での開催に引き続き、「北東アジア国際観光フォーラム」(International Forum of Northeast Asian Tourism、以下IFNATと略す)と東北アジア観光学会(TINA)との共催によるものである。

IFNATは2002年に日中の観光学研究者にERINAが協力する形で発足した「日中共同観光会議」が母体となり、2004年に日本、中国、韓国の3ヶ国の参加により大連市で第1回フォーラムが開催され、今回の会議は記念すべき第10回目の会議となった。この10回目は開催地の北九州市が積極的に進めている「観光産業の活性化と国際観光の振興」をメインテーマに行われた。サブテーマとして、第1回からの基本テーマでもある「北東アジア地域間の国際観光の推進と連携協力」も取り上げられ、国際観光振興についてのより具体的な提言と連携事業、会議運営のあり方など実質的な議論が求められる会議となった。

このフォーラムの底流には、「北東アジアを平和で繁栄した地域にしてゆくためには、国境を越えた交流の促進が重要であり、なかでも観光関係者が協力関係を強化し、連携のもとに観光戦略を共同で策定し、実行すること」という意識がある。特に日韓、日中などの隣国との政治的関係が観光交流にも大きな影響を与えている現状において、このフォーラム開催の存在意義と役割を再認識した。以下会議の概要を報告する。

### (1)第10回IFNAT北九州会議の概要

北九州会議は「2014北東アジア国際観光会議 in 北九州市」として、IFNATとTINAが主催し、開催地の北九州市の共催、国土交通省九州運輸局、福岡県、九州観光推進機構などの後援、JT九州による協賛で開催された。日本、韓国、中国、モンゴル、ロシアの5ヶ国から行政、大学・研究機関、観光旅行会社、農業経営者、輸送業、学生など約170名が参加し、北九州国際会議場を主会場に開催された。

今回の会議には久しぶりにIFNATの会員国5ヶ国全員

がそろった。それ以外に特筆すべきは、第5回以来オブザーバー参加している北朝鮮の関係者も出席し報告を行ったことである。

会議の共通テーマは「産業観光」で、サブテーマとして「北東アジア地域の国際観光の振興と連携について」、「北東アジアの文化・ビジネス・経済交流の強化」が設けられ、北東アジア地域の観光振興と協力、観光ネットワークの構築などを中心に5ヶ国各国代表による基調講演や4つの分科会が開催され、参加者による意見発表と討論がなされた。この会議には恒例の学生による観光提言発表大会も併せて開催され、多くの学生が参加した。最終日には、会議を総括し今後の会議の役割と方向を示した大会宣言が採択された。

### (2)開会式

会議1日目の午前中は合同会議として開会式、開催地代表と参加国代表5人による基調講演が行われた。開会式では北九州市の北橋健治市長、IFNAT日本委員会会長の小島隆氏、東北アジア観光学会会長の金光根氏が挨拶した。また、国土交通省九州運輸局企画観光部長・榎本通也氏が日本政府を代表として祝辞を述べ、参加国の会議に果たす役割と期待を伝えたことは、各国参加者が会議への参加意識を高めるうえで大きな意義があった。これも日本政府が推進しているビジット・ジャパン事業を中心とする国際観光振興策への取り組みとして、海外からの観光客誘致の重要性と積極的なプロモーションの現れと高く評価したい。

### (3)基調講演

基調講演には開催地を代表して北九州市産業経済局長の西田幸生氏が、「北九州市の産業観光」について講演した。また、IFNATの設立当初から会議を牽引してきた中国社会科学院観光研究センターの名誉主任・張広端氏が「隣国観光」と題して隣国観光の重要性とその振興の方法、言語環境問題の克服をあげ、隣国同士の協力と観光を通じた友好交流を積み上げる重要性について提言した。

また、日本代表として、地場産業振興と観光が連携した「工場の祭典」を積極的に開催している新潟県三条市長・國定勇人氏が「ものづくり・伝統文化を活用した三条市の

活性化」をテーマに講演した。

そのほか、韓国を代表し大邱大学校経済経営学部長の Lee Ju-Hee氏が韓国政府が近年推し進めている「森林観光」について、自然との共生や森林レクリエーションを観光につなげる実例と研究成果を発表した。モンゴルからは、モンゴル国内観光の現況と観光名所についての紹介があった。ロシアからは、極東連邦大学教授のTigir Khuziyatov氏が「沿海地方の観光政策の現状と課題」と題し、近年、国際会議や観光地として注目を浴びているロシア極東地方の自治体の観光政策の実例と課題について発表した。

#### (4)分科会

分科会は北東アジア観光学会が4分科会で30名、IFNAT分科会では10名が発表報告し、それぞれ活発な意見交換や討論が行われた。また、各国の発表者が、自国の観光資源の将来性について大きな自信を持っていることを感じるとともに、各国の取り組みや国際観光についての振興レベルの相違はあるものの、地域間国際観光交流の重要性と未来志向についてはベクトルが同じだと強く感じた。

また、オブザーバー参加した北朝鮮の観光旅行会社である中外旅行社の韓正治社長が、北朝鮮の観光政策や観光施設の現況と今後の国際観光参入について報告し、北朝鮮の具体的な観光情報について大きな関心と呼んだ。次回も北朝鮮関係者の参加が楽しみである。

#### (5)学生国際観光発表大会

学生発表は「学生国際観光発表大会」として韓国4チーム、日本9チームが参加して開催された。特に日本からは東京の桜美林大学のほか、地元九州の九州国際大学、北九州市立大学、中村学園大学、西南学院大学など4大学が積極的に参加し、韓国からは大邱大学校の学生が参加し、日頃の研究成果を発揮した。聴講も含め40名が会議に参加し、学生同士が親善交流を行い、この会議が将来にわたって重要な行事として定着しつつあることを感じた。

発表会の後、日韓からなる審査員5名による審査が行われ、参加チーム全員に北九州市長ほか主催者、協力団体からの賞状と記念品が贈呈され、閉会式に華を添えた。閉会式を兼ねた歓迎夕食会では、学生たちが賞状を手に満面の笑みをたたえ記念撮影をしていた姿が印象的だった。

#### (6)エキスカージョン

最終日は産業観光の体験ツアーが企画され、北九州市の世界的なロボット産業である(株)安川電機の工場、及び北九州エコタウンを見学し2日間の日程を終えた。

#### (7)まとめ

2015年は2回目となるモンゴル・ウランバートル市での開催が予定され、北九州市代表から小島IFNAT会長を経てモンゴル国代表団長に大会旗が渡され、モンゴル代表団長からの歓迎のメッセージが述べられ、ウランバートルでの再会を誓った。

会議中、韓国TINA関係者と、会議の総括と今後の会議の運営体制のあり方などの意見交換も行われた。特に最近、国家間の問題が国際観光交流にも大きく影響し、本会議の開催や参加者にも影響を与えている現状だが、このような時期だからこそIFNATの継続開催の必要性が確認された。

従来から国際観光の発展と地域間交流の推進を掲げてきたIFNATであるが、政策的な実行性を高めるための会議として、参加各国間でウインウインの関係を構築するための具体的な提案もあった。より広域にわたる幅広い参加者の勧誘も急務で、第10回会議という節目を終え、11回目のウランバートル会議は新たな出発点となる。北東アジア地域における国際観光会議として民間団体・企業や地方政府レベル、研究者の参加で継続開催されている「北東アジア国際観光フォーラム (IFNAT)」は貴重な存在であり、小さな会議ながらその役割は大きいと感じた。



(基調講演者と大会主催者)

## 「第1回創造的観光国際フェスティバル」 (ロシア連邦・ハバロフスク市) 報告

ERINA 特別研究員 鈴木伸作

創造的な観光をテーマにした観光産業の振興と発展を目指して、8月30日～31日の2日間の日程で、観光フェスティバルがハバロフスク市で開催された。筆者は、同時開催の観光フォーラムでの発表の機会を得た。フェスティバル及びフォーラムの概要を報告する。

第1回国際フェスティバルはハバロフスク地方政府が主催し、ロシア連邦政府観光局の後援で開催された。フェスティバルの開催目的は、観光分野における新しいスタイルの観光モデルを創造・発掘し、ロシアと環太平洋諸国との余暇愛好家や観光客の交流の場を提供するとともに、そのプラットフォームの役割を果たすことである。

ロシア極東地域の海外旅行者は年々増加し、特に中国や韓国、日本等の隣国やシンガポール、タイなどの東南アジア地域へ定期便やチャーター便などを運航し、活況を呈している。なかでも、今年1月にノービザとなった韓国への旅行者は急激に増加し、航空チケットが取れない状態が続いているという。

しかし、航空機便数や航空路が増加する一方で、ロシア極東への外国人観光客数はあまり変化してない状態が続いている。特にAPEC開催を契機に大きなスポットライトを浴び、海外からの観光客が増加し、国際的観光都市となりつつあるウラジオストク市に対して、ハバロフスク市は遅れをとりつつあると言われている。また、世界的な生活水準の向上による海外旅行志向が一段と高まる中、ハバロフスク地方としては新たな観光イベントを開催し、内外から

の観光客の誘致につなげたいという強い期待が今回の試みにある。

この観光フェスティバルは「創造的な観光の発展」をメインテーマにした国際会議と、市内各所で分散して開催された文化展示会、スポーツ競技、美術・アート展、芸術、映画祭、食等のイベントで構成され、各会場に多くの市民や関係団体が集まる参加型のイベントとなった。

観光フォーラムは、ハバロフスク市の保養地として知られている観光拠点の「ザイムカ」で開催され、ロシア政府観光局代表、ハバロフスク地方政府代表の開会挨拶のあと、ハバロフスク地方政府、ハバロフスク地方と姉妹関係の黒龍江省観光局、日本、サハ共和国や沿海地方をはじめ、極東地方の観光担当者、研究機関、旅行者12名による発表があった。

日本からは、新潟県知事政策局参与の前田奉司氏と筆者が出席し、発表した。前田氏は「新潟・ハバロフスク都市間交流をベースにした観光発展のための日ロ協力について」と題し、日ロ間のこれまでの都市間・地域間交流の歴史や地理的優位性、ネットワークを活かした新たな日本人観光客の増加策についての提言や、新潟県の四季を通じて楽しめる観光やイベントを紹介し、会場の関心を呼んだ。

筆者は「日本とロシア極東地域との地域間観光交流の発展への提言」と題し、日本と極東地域との観光交流の問題点と改善すべき対策について発言した。特に、整備が遅れているホテルや観光施設、食事、観光客へのホスピタリティ



やサービスの欠如、飛行機内サービスや遅延・休航時の対応などの問題等を指摘し、行政を中心とした観光・旅行関係者の現状認識と改善への連携と協力による対策の緊急性と必要性に言及した。

改善の一つの方策として、日本国内の県や市町村単位で組織されている観光協会をモデルに、行政が中心となり、旅行社、ホテル、交通機関など観光関係者が観光振興策を打ち出し、事業展開する仕組みや活動を紹介した。

市内各所において開催された関連イベントについても、フォーラム参加者は視察することができた。フォーラム会場となったザイムカ会場では、民族や地方食の紹介コーナー、在口韓国関係者の歌と踊り、地元合唱団の歌とダンスの公演が行われ、文化的行事がメインであった。また、

アムール河畔の広場には土産品店や飲食ブース、工芸美術体験コーナー、音楽公演などがあり、大勢の市民で賑わっていた。そのほか、市内中心の広場では砂の彫刻展に人気が集まり、市内映画館では登山や川下り、狩猟、スポーツ、自然観察、アドベンチャー等を映像化し、新しい体験型観光を提案する、ハバロフスク地方で制作された映画観賞会が制作者とともに紹介された。

ハバロフスク地方政府はこの事業を来年度も企画しており、市民はもとよりロシア極東地方各地と海外からの観光客の誘致につなげたい考えだ。ロシアが各地で特色ある地域イベントの開催を通じて観光客誘致に積極的に動き出し始めている状況を知るとともに、ロシア極東内の地域間競争が始まっている様子も今回の訪問で実感した。

# 北東アジア動向分析

## 中国

### 安定成長を継続する中国経済

国家統計局の発表によると、2014年1～9月の国内総生産（GDP）は前年同期比7.4%増の41兆9,908億元に達した。第1四半期のGDPは同7.4%増、第2四半期は同7.5%増、第3四半期は同7.3%増となった。中国経済は7%台の安定成長を継続している。

1～9月の一定規模以上の工業企業（年間売上高2,000万元以上）の付加価値の増加率は前年同期比8.5%増で、1～6月期と比較して伸び率は0.3ポイント下回った。うち国有及び国有持株企業は同5.2%増、集団企業は同2.6%増、株式企業は同9.9%増、外資系企業は同6.7%増となり、株式企業と外資系企業の増加が顕著であった。地域別で見ると、東部は同8.0%増、中部は同8.5%増、西部は同10.6%増となり、西部の増加率は高かった。

1～9月の固定資産投資額（農家を除く）は前年同期比16.1%増の35兆7,787億元となり、1～6月期と比較して伸び率は1.2ポイント下回った。うち、第1次産業の投資額は同27.7%増、第2次産業は同13.7%増、第3次産業は同17.4%増となった。地域別で見ると、東部地域は同14.9%増、中部地域は同17.8%増、西部地域は同17.9%増となり、中部と西部地域の成長率が高かった。国有・国有持株会社による投資は同14.1%増の11兆2,369億元、民間投資は同18.3%増の23兆1,509億元、民間投資の割合は全体の65%を占めた。

個人消費を示す1～9月の社会消費品小売総額は18兆9,151億元で、前年同期比12.0%増となった。うち、都市部は同11.9%増の16兆3,132億元、農村部は同13.0%増2兆6,019億元であった。一定規模以上の企業（年間売上高2,000万元以上の卸売企業、500万元以上の小売企業及び200万元以上の宿泊・飲食関連企業）の消費品小売総額は9兆4,233億元で、同9.5%増となった。販売額が大きく伸びたのは通信機材（24.3%）、薬品（15.1%）家具（14.5%）等であった。

消費者物価指数（CPI）については、1～9月は前年同

期比2.1%上昇し、うち都市部が同2.2%、農村部が同1.9%とそれぞれ上昇した。項目別で見ると、食品（同3.3%上昇）、タバコ・酒類（同0.6%下落）、衣類（同2.4%上昇）、家庭設備用品・メンテナンスサービス（同1.2%上昇）、医療保健・個人用品（同1.2%上昇）、交通・通信（同0.1%上昇）、娯楽・教育文化用品及びサービス（同2.2%上昇）、住居関連（同2.3%上昇）と上昇傾向が続いている項目が多く、特に生活に密接に関係している食品、衣類、居住関連の上昇率が高かった。

対外貿易に関しては、1～9月の貿易額は前年同期比3.3%増の3兆1,626億ドルに達し、うち輸出額は同5.1%増の1兆6,971億ドル、輸入額は同1.3%増の1兆4,655億ドルとなった。輸出入ともに増加した。貿易収支は同37.8%増の2,316億ドルの黒字となり、大幅に増加した。外資導入については、1～8月の新規認可件数（銀行・証券業除く）は前年同期比5.0%増の15,200件で、対中直接投資額（実行ベース、以下同じ）は同1.8%減の783.4億ドルとなった。外資導入件数は増加しているが、投資金額は減少している。トップ10カ国・地域（香港、シンガポール、台湾、日本、韓国、アメリカ、ドイツ、イギリス、フランス、オランダ）からの投資額が735.4億ドルとなり、全体の93.9%を占めた。

### 四中全会、法制強化へ

中国共産党第18期中央委員会第4回全体会議は10月20～23日に北京で開催された。「法治」（法による国家統治）の強化を全面的に打ち出し、「法による国家統治の全面的な推進における若干の重大な問題に関する決定」が採択された。内外に注目される共産党指導と法制強化の関係では、「共産党指導と社会主義の法治は一致しているものである」と明記したうえで、共産党は憲法・法律に従って国を治め、党内の法律も遵守しなければならないとした。経済の分野では、「社会主義市場経済の本質は法治経済である」と明記し、財産権・契約・公平な取引の保護を強調した。

（ERINA調査研究部研究主任 穆克苧）

	単位	2005年	2006年	2007年	2008年	2009年	2010年	2011年	2012年	2013年	2014年1-9月
実質GDP成長率	%	11.3	12.7	14.2	9.6	9.2	10.4	9.3	7.7	7.7	7.4
工業総生産伸び率（付加価値額）	%	16.4	16.6	18.5	12.9	11.0	15.7	13.9	10.0	9.7	8.5
固定資産投資伸び率	%	26.0	23.9	24.8	25.9	30.1	23.8	23.8	20.3	19.6	16.1
社会消費品小売総額伸び率	%	12.9	13.7	16.8	21.6	15.5	18.3	17.1	14.3	13.1	12.0
消費価格上昇率	%	1.8	1.5	4.8	5.9	▲0.7	3.3	5.4	2.6	2.6	2.1
輸出入収支	億ドル	1,020	1,775	2,618	2,981	1,961	1,831	1,551	2,311	2,592	2,316
輸出伸び率	%	28.4	27.2	25.7	17.5	▲16.0	31.3	20.3	7.9	7.9	5.1
輸入伸び率	%	17.6	19.9	20.8	18.5	▲11.2	38.7	24.9	4.3	7.3	1.3
直接投資額伸び率（実行ベース）	%	▲0.5	4.5	18.6	23.6	▲2.6	17.4	9.7	▲3.7	5.3	※▲1.8
外貨準備高	億ドル	8,189	10,663	15,282	19,460	23,992	28,473	31,811	33,116	38,213	38,877

（注）

- ・前年比、前年同期比。
- ・工業総生産伸び率は国有企業及び年間売上高500万元以上の非国有企業の合計のみ。2011年からは年間売上高2,000万元以上の企業の合計である。
- ・2011年から、固定資産投資額の統計対象は計画投資額が50万元以上から500万元以上に引き上げた。また、都市部と農村部を統合し、「固定資産投資（農家除く）」として統計している。農家の固定資産投資については別途集計している。
- ・外貨準備高は各年末、月末の数値。
- ・2006年以降の直接投資には、銀行・証券業を除く。
- ・2009年の実質GDP成長率は、中国国家統計局が2011年1月10日に発表した数値。2010年の実質GDP成長率は、中国国家統計局が2011年9月7日に発表した数値。2011年の実質GDP成長率は、中国国家統計局が2013年1月7日に発表した数値。2012年の実質GDP成長率は、中国国家統計局が2014年1月8日に発表した数値。
- ・※は2014年1-8月期の値である。

（出所）中国国家統計局、中国商務部、中国人民銀行の資料より作成

## ロシア

### 減速が続くロシア経済

ロシアの2014年上半期の実質GDP成長率は前年同期比0.8%にとどまり、一昨年後半ころに始まった経済成長の減速は一層深刻になっている。

要因としては、これまで成長を支えてきた国内消費が力を失っていることが大きい。2014年1～9月の小売売上高は、対前年同期比2.3%の増加にとどまった。外食売上は同2.2%増、対個人有償サービス売上は同1.1%増で、いずれも低い伸び率である。同時期の実質可処分所得の伸びは0.7%しかなく、消費を押し上げる力はない。

さらに、投資は落ち込みが続いており、景気の足を引っ張っている。固定資本投資は1～9月の累計で、対前年同期比2.5%減少した。大手金融機関などによる国外での資金調達で欧米等による経済制裁の対象となっているほか、直接の制裁対象でなくても欧米金融機関が「予防的に」資金供給を控えるなどしているため、ロシアの金利は上昇傾向にある。非金融機関向けの1年未満のルーブル建て貸出金利は、9.15%（2014年1月）から10.62%（同10月）に、また1年以上の貸出金利は同期間に10.64%から12.05%へと上昇している。同様に、ドル建て貸出金利では、2.66%から4.39%（1年未満）と大きく上昇した。鉱業・製造業企業経営者の業況判断はマイナスが続いており、投資意欲が回復する要素は見られない。

貿易は、1～8月の累計で輸出が対前年同期比1.1%増の3,425億ドル、輸入が同5.8%減の2,070億ドルとなり、1,355億ドルの黒字を計上した。輸出額の約3分の1を占める原油は、平均輸出価格は1.4%上昇したものの、輸出量が4.1%減少したため、結果として全体の輸出額は2.8%減の1,098億ドルとなった。これに対して、石油製品は量・価格とも前年を上回り、輸出額が11.1%増加した。輸入の減少は、通貨ルーブルの下落が影響しているほか、投資の減少に伴う機械・設備類の輸入減という要素もあるものと考えられる。

### 中期経済見通し

経済発展省は、毎年9月に3年間の中期経済見通しを発表している。これは、年末にかけて国会で審議される次年度からの中期予算の議論の前提材料となるものである。

今年発表された見通しによれば、2015年から3年間のGDP成長率予測は、それぞれ1.2%、2.3%、3.0%となっている。昨年発表の見通しでは2015年は3.1%成長としていたので、半分以下に引き下げたことになる。ちなみに、今年の年間成長率はわずか0.5%にとどまるとの予測であり、1年前に示した予測（3.0%）からの落差が著しい。

実質可処分所得と小売売上高の伸び率については、2015年はそれぞれ0.4%、0.6%にとどまるが、その後は2～3%台に高まるとみている。2013年、14年と落ち込みが続く見込みの固定資本投資は、2015年には増加（2.0%）に転じ、その後も増加が続く。

貿易に関しては、2015年の輸出額・輸入額は2013年実績に比べていずれも約5%減少するが、その後は増加するという見通しである。なお、ロシア産原油の代表指標である“Urals”の価格は、3年とも100ドル/バレル（2014年の平均価格は104ドルとの見通し）との前提が置かれている。

ロシア経済に最も大きな影響力を持つ要素は、天然資源輸出動向、中でも原油の動向であるが、2014年夏以降の国際市場における原油価格急落は、今後の展望を描きにくくしている。これに、対ロシア経済制裁の要素も絡んで、通貨ルーブルの先行きも読めない。最大の経済パートナーである欧州経済の先行きを不安視する見方もあり、上述の「原油価格が横ばいで推移する中で成長率が徐々に高まる」との政府の予測は、あくまで参考シナリオというべきものとする。

（ERINA調査研究部主任研究員 新井洋史）

（対前年同期比）

	2008	2009	2010	2011	2012	2013	2013			2014					
							1Q	2Q	3Q	1Q	2Q	3Q	7月	8月	9月
実質GDP	5.2	▲7.8	4.3	4.3	3.4	1.3	0.8	1.0	1.3	0.9	0.8	-	-	-	-
固定資本投資	9.9	▲16.2	6.0	8.3	6.6	▲0.2	0.1	▲1.2	▲0.3	▲4.8	▲1.4	▲2.4	▲2.0	▲2.7	▲2.8
鉱工業生産高	0.6	▲9.3	8.2	4.7	3.4	0.4	▲1.2	0.8	0.6	1.1	1.8	1.5	1.5	0.0	2.8
小売売上高	13.5	▲4.9	6.3	7.0	6.3	3.9	4.0	3.8	4.0	3.6	1.9	1.4	1.2	1.4	1.7
実質可処分所得	2.3	2.1	4.2	0.8	4.6	3.2	5.6	3.2	2.5	▲2.5	1.7	2.2	2.5	3.4	0.6
消費者物価*	13.3	8.8	8.8	6.1	6.6	6.5	1.9	3.5	4.7	2.3	4.8	6.3	5.3	5.6	6.3
工業生産者物価*	▲7.0	13.9	16.7	12.0	5.1	3.7	0.9	▲0.9	5.4	2.3	4.3	5.2	6.0	6.0	5.2
輸出額（十億ドル）**	467.6	301.8	397.1	516.7	524.7	527.3	126.5	128.1	131.5	122.9	133.0	-	46.1	41.0	-
輸入額（十億ドル）**	267.1	167.5	228.9	305.8	317.2	315.0	71.0	78.6	80.3	66.9	75.6	-	27.3	22.8	-

\* 前年12月比。

\*\* 税関統計ベース。

斜体は暫定（推計）値。

出所：『ロシアの社会経済情勢（2014年9月号）』ほか、ロシア連邦国家統計庁発行統計資料

## モンゴル

モンゴル経済は引き続き拡大を継続しているが、そのペースはスローダウンしている。月次の鉱工業生産額は低下を続けている。通貨の減価は継続し、物価の上昇をもたらしている。世界金融危機の影響を受けた2009年に類似した様相を呈している。

### マクロ経済指標

鉱工業生産額は4カ月連続で低下しており、9月は前年同月比5.1%減、第3四半期は前年同期比7%減となった。鉱業部門は、金属及びその他の鉱物と原油の生産増によって、成長を継続してきた。しかしその生産額も9月には石炭の生産減少によって、前年同月比3.3%減となった。石炭の生産は9月には7～8月の史上最低水準からは回復したが、前年同月比36%減、生産量にして220万トン減となった。製造業、特に食品・飲料の生産は低調であり、9月の生産額は製造業全体で前年同月比16%減、食品・飲料で同23.5%減となっている。しかし、公益事業（電力、熱供給、水道）の生産額は、9月に前年同月比7.8%増であった。

登録失業者数は2014年第3四半期末で33,900人、第2四半期末と変わらず、前年同期比10%減となった。逆説的なことに、登録失業者数は減少しているにも拘らず、実際の失業者は増加している。これは、他の国々と異なり経済状況の悪化の中で、国民が政府の支援に依存する程度が低下しているということを示しているのかもしれない。そうだとすると、経済活動の低下の、もう一つの表れといえよう。

消費者物価上昇率は2014年第3四半期に前年同期比13.9%で、前期の同13.5%から上昇した。消費者物価を構成するすべての品目で価格が上昇しており、輸入品は特に高くなっている。通貨トゥグルグの主要通貨に対する減価が、輸入品の価格上昇をもたらしている。2014年第3四半期の対米ドル平均為替レートは1ドル=1,847トゥグルグで、前年同期比18%の減価であった。

2014年1-9月期の国家財政収支は1,920億トゥグルグの赤字であった。これは前年同期を47%上回った。同期中、財政収入は前年同期を9.5%上回ったが、財政支出も前年同期を10.3%上回った。経済活動の低迷により、1-9月期の法人所得税は前年同期を11.9%下回った。財政支出の増加は、財・サービスへの支出、移転・補助金、借り入れに対する金利支払いなどの増加による。借り入れに対する金利支払いは前年同期を87.5%上回り、2,605億トゥグルグ、1億4,500万ドルとなった。

### 通貨及び金融

2014年9月末の貨幣供給量(M2)は10.1兆トゥグルグで、前年同期を19%上回った。しかしトゥグルグの減価のため、ドル建てでは54.9億ドルで、前年同期比7.5%増となった。

金融政策の引き締めにより、2014年9月末の融資残高は前年同期比24%増で、6月末の43%増から低下した。

9月末の不良債権比率は5%に止まっているが、不良債権の額は前年同期を9.9%上回っている。

### 外国貿易

2014年1-9月期の貿易総額は81億ドルで、前年同期を1.8%上回った。輸出は銅精鉱と原油の輸出増に支えられて、前年同期を29.8%上回ったが、輸入はFDIの減少と通貨の減価による輸入価格の上昇により、前年同期を16.1%下回った。結果として貿易収支の赤字は前年同期の17億ドルから、2,440万ドルに縮小した。

1-9月期に石炭の輸出量は前年同期の1,140万トンから、1,350万トンに増加した。銅精鉱の輸出量は469,200トンから966,200トンに増加している。また同期にモンゴルは中国に510万バレルの原油を輸出し、307,600トンのガソリンと485,100トンのディーゼル燃料を、主にロシアから輸入している。

(ERINA調査研究部主任研究員 Sh. エンクバヤル)

	2010年	2011年	2012年	2013年	2014年1Q	2014年2Q	2014年3Q	2014年1-9月	2014年9月
実質GDP成長率(対前年同期比:%)	6.4	17.5	12.6	11.7	7.5	3.8	-	-	-
鉱工業生産額(対前年同期比:%)	10.0	9.7	7.2	16.1	4.6	-	▲ 7.0	2.0	▲ 5.1
消費者物価上昇率(対前年同期比:%)	10.1	9.2	14.3	10.5	12.3	13.5	13.9	13.2	13.0
登録失業者(千人)	38.3	57.2	35.8	42.8	34.3	33.9	33.9	33.9	33.9
対ドル為替レート(トゥグルグ)	1,356	1,266	1,359	1,526	1,746	1,807	1,847	1,800	1,836
貨幣供給量(M2)の変化(対前年同期比:%)	63	37	19	24	36	26	19	19	19
融資残高の変化(対前年同期比:%)	23	73	24	54	54	43	24	24	24
不良債権比率(%)	11.5	5.8	4.2	5.0	5.0	4.6	4.7	4.7	4.7
貿易収支(百万USドル)	▲ 292	▲ 1,781	▲ 2,354	▲ 2,089	▲ 9	▲ 135	96	▲ 24	▲ 25
輸出(百万USドル)	2,909	4,818	4,385	4,269	987	1,494	1,541	4,022	446
輸入(百万USドル)	3,200	6,598	6,738	6,358	996	1,628	1,445	4,046	470
国家財政収支(十億トゥグルグ)	42	▲ 770	▲ 1,131	▲ 297	▲ 159	▲ 82	48	▲ 193	▲ 39.5
国内貨物輸送(%)	34.5	34.7	1.7	▲ 1.3	18.2	21.5	24.8	20.2	-
国内鉄道貨物輸送(%)	31	11	6.3	▲ 0.5	▲ 2.6	▲ 7.0	5.9	▲ 2.3	9.4
成畜死亡数(%)	495.5	▲ 93.7	▲ 34.1	84.8	▲ 64.0	▲ 46.0	▲ 4.3	▲ 51.3	-

(注) 消費者物価上昇率、登録失業者数、貨幣供給量、融資残高、不良債権比率は期末値、為替レートは期中平均値。

(出所) モンゴル国家統計局『モンゴル統計年鑑』、『モンゴル統計月報』各号ほか



## 韓国

### マクロ経済動向

韓国銀行（中央銀行）が10月24日に公表した2014年第3四半期の成長率（速報値）は、季節調整値で前期比0.9%（年率換算3.6%）で、前期の同0.5%から上昇した。需要項目別に見ると内需では、最終消費支出は同1.3%で前期の同▲0.2%からプラスに転じた。固定資本形成は同1.1%で、やはり前期の同▲0.2%からプラスに転じた。その内訳では、建設投資は同2.9%で前期の同0.4%から上昇した。一方、設備投資は同▲0.8%で前期の同1.1%からマイナスに転じた。外需である財・サービスの輸出は同▲2.6%で前期の同1.7%から大きくマイナスに転じた。

2014年第3四半期の鉱工業生産指数の伸び率は季節調整値で前期比▲0.2%となり、二期連続のマイナスとなった。月次では季節調整値で、8月は前月比▲3.9%、9月は同0.1%となっている。

2014年第2四半期の失業率は季節調整値で3.5%となり、前期の同3.7%を下回った。月次では同じく季節調整値で、2014年8月は3.5%、9月も3.5%となっている。

2014年第2四半期の貿易収支（IMF方式）は219億ドルの黒字であった。月次では、8月は74億ドル、9月は77億ドルのそれぞれ黒字である。

対ドル為替レートは8月に1ドル=1,025ウォン、9月に同1,036ウォン、10月に同1,061ウォンと推移している。

消費者物価上昇率は8月に前年同月比1.4%、9月に同1.1%、10月に同1.2%と推移している。生産者物価上昇率は8月に前年同月比▲0.2%、9月に同▲0.4%と推移している。

### 今後の展望

韓国銀行は10月25日に経済見通しを発表し、2014年の成長率を3.5%とし7月時点の3.8%から下方修正した。また2015年の成長率は3.9%で、やはり7月時点の4.0%から下

方修正している。

2014年の予測成長率を需要項目別に見ると、内需は民間消費が2.0%で前年の2.0%から横ばいと見込んでいる。また、投資では設備投資が5.2%で、前年の▲1.5%からプラスに転ずるとしている。建設投資は1.9%で、前年の6.7%から大きく低下するとしている。外需である輸出は4.0%で、前回予測の6.1%からかなり下方修正されている。

また、2015年の予測成長率を需要項目別に見ると民間消費は3.5%と堅調に伸びるとしている。また、投資では設備投資が5.9%で、2014年を上回り、建設投資は6.8%でやはり2014年を上回るとしている。外需である輸出は5.5%で、やはり前回予測の7.5%から下方修正されている。

失業率は2014年には3.5%で2013年の3.1%から上昇するが、2015年には3.3%に低下するとしている。雇用者数の増加は2013年39万人から、2014年は48万人、2015年は45万人と拡大すると見込んでいる。

一方、消費者物価上昇率は前年の1.3%から、2014年には1.4%となり、2015年には上昇して2.4%となると予測している。

経常収支は2013年の799億ドルの黒字から、2014年には840億ドルに拡大し、2015年には700億ドルに縮小するとしている。

### セウォル号関連法案で与野党合意

10月31日、政局混迷の原因となっていた4月の旅客船セウォル号沈没事故の真相究明に向けた特別法などについて、与野党間の合意が成立した。

遺族の求める「真相調査委員会」への捜査・起訴権の付与については見送られることとなったが、証人の偽証などについては刑事罰が科せられる内容となった。また、事故への対応を巡り、批判を浴びた海洋警察庁については新たに設けられる「国民安全処」の下で、改編されることとなった。

（ERINA調査研究部主任研究員 中島朋義）

	2009年	2010年	2011年	2012年	2013年	13年10-12月	14年1-3月	4-6月	7-9月	2014年8月	9月	10月
実質国内総生産 (%)	0.3	6.3	3.7	2.3	3.0	0.9	0.9	0.5	0.9	-	-	-
最終消費支出 (%)	1.2	4.1	2.3	2.2	2.2	0.6	0.1	▲0.2	1.3	-	-	-
固定資本形成 (%)	▲1.0	5.8	▲1.0	▲0.5	4.2	▲0.7	3.2	▲0.2	1.4	-	-	-
鉱工業生産指数 (%)	▲0.1	16.3	6.0	1.3	0.4	1.9	0.3	▲0.9	▲0.2	▲3.9	0.1	-
失業率 (%)	3.6	3.7	3.4	3.2	3.1	3.0	3.6	3.7	3.5	3.5	3.5	-
貿易収支 (百万USドル)	47,814	47,915	29,090	49,406	80,569	24,618	17,745	26,428	21,890	7,367	7,728	-
輸出 (百万USドル)	363,901	463,770	587,100	603,509	617,128	162,458	152,689	159,385	153,713	48,920	50,981	-
輸入 (百万USドル)	316,087	415,854	558,010	554,103	536,559	137,840	134,943	132,957	131,823	41,553	43,253	-
為替レート (ウォン/USドル)	1,276	1,156	1,108	1,127	1,095	1,062	1,069	1,029	1,027	1,025	1,036	1,061
生産者物価 (%)	▲0.2	3.8	6.7	0.7	▲1.6	▲0.9	▲0.6	▲0.1	▲0.2	▲0.2	▲0.4	-
消費者物価 (%)	2.8	3.0	4.0	2.2	1.3	1.1	1.1	1.6	1.4	1.4	1.1	1.2
株価指数 (1980.14 : 100)	1,683	2,051	1,826	1,997	2,011	2,011	1,986	2,002	2,020	2,069	2,020	1,964

（注）国内総生産、最終消費支出、固定資本形成、鉱工業生産指数は前期比伸び率、生産者物価、消費者物価は前年同期比伸び率、株価指数は期末値

国内総生産、最終消費支出、固定資本形成、鉱工業生産指数、失業率は季節調整値

国内総生産、最終消費支出、固定資本形成、生産者物価、消費者物価は2010年基準

貿易収支、輸出入はIMF方式、輸出入はf o b価格

（出所）韓国銀行、統計庁他

## 朝鮮民主主義人民共和国（北朝鮮）

### 羅津港第3埠頭竣工式

2014年7月18日、羅先市の羅津港第3埠頭で、同埠頭の竣工式が行われ、北朝鮮の全吉寿鉄道相、関係者、市内の勤労者とロシア鉄道のウラジーミル・ヤクーニン社長、ユーリー・ビクトロビチ・ボチカレフ駐清津ロシア総領事、鉄道関係者をはじめロシアの賓客、駐朝各国大使館員らが参加した。

### 七宝山が生物圏保存地域（ユネスコエコパーク）に登録される

2014年7月28日付『朝鮮新報』によれば、国連教育科学文化機関（UNESCO）の人間と生物圏（MAB）計画国際調整理事会第26回会議（2014年6月10日～13日）は、北朝鮮の咸鏡北道にある七宝山地区をユネスコ生物圏保存地域（ユネスコエコパーク）に登録した。七宝山は北朝鮮で生物圏保存地域に登録された地域としては、白頭山と九月山、妙香山に続いて4番目である。

### 金正恩第1書記が延豊科学者休養所視察

2014年8月18日発『朝鮮中央通信』によれば、金正恩第1書記が平安南道延豊湖の延豊科学者休養所を視察した。

### 第4回羅先国際商品展示会開催

2014年8月18日～21日に羅先市先鋒地区の「羅先展示館」で、第4回羅先国際商品展示会が開催された。展示会には、北朝鮮国内の企業のほか、中国、ロシア、イタリア、タイ、ドミニカ等の企業が参加した。

### 金正恩第1書記が朝鮮人民軍第621号育種場視察

2014年8月21日発『朝鮮中央通信』によれば、金正恩第1書記が朝鮮人民軍第621号育種場を視察した。

### 金正恩第1書記が朝鮮人民軍11月2日工場視察

2014年8月24日発『朝鮮中央通信』によれば、金正恩第

1書記が朝鮮人民軍11月2日工場（食料品工場）を視察した。

### 金正恩第1書記が10月8日工場視察

2014年8月31日発『朝鮮中央通信』によれば、金正恩第1書記が10月8日工場（キム・イクチョルが事業する日用品工場）を視察した。

### 金日成社会主義青年同盟第4回初級幹部大会開催

2014年9月19日発『朝鮮中央通信』によれば、同年9月18日～19日まで、平壤で金日成社会主義青年同盟第4回初級幹部大会が開催された。大会には、金永南、崔泰福、崔龍海の各氏らと模範的な青年同盟初級幹部と同盟員、中央と地方の青年同盟、関係者が参加した。同大会には、金正恩第1書記の書簡「青年は党の先軍革命偉業に限りなく忠実な前衛闘士になろう」が金永南最高人民会議常任委員会委員長により伝達された。

### 第10回平壤秋期国際商品展覧会開催

2014年9月22日～25日、平壤市の三大革命展示館で第10回平壤秋期国際商品展覧会が開催された。展覧会には、北朝鮮国内の企業のほか、中国、マレーシア、シンガポール、ドイツ、ロシア、モンゴル、キューバ、イタリア、台湾等の企業とポーランド、モンゴルの大使館が出展した。

### 最高人民会議第13期第2回大会開催

2014年9月25日発『朝鮮中央通信』によれば、同日最高人民会議第13期第2回大会が開催された。会議では、法令（最高人民会議の決議による）「全般的12年制義務教育を実施することについて」の執行状況の総括と組織問題が討議された。

崔竜海代議員（朝鮮労働党書記）が職務変動により国防委員会副委員長から召還され、張正男代議員が職務変動により国防委員会委員から召還された。また、金正恩第1書記の提議により、黄炳瑞代議員（朝鮮人民軍総政治局長）が国防委員会副委員長に、玄永哲代議員と李炳鉄代議員が国防委員に補選された。

（ERINA調査研究部長・主任研究員 三村光弘）

# 研究所だより

## 編集後記

### 運営協議会の開催

平成26年10月24日(金) 新潟万代島ビルディング

### イベントの開催

▽第7回日露エネルギー・環境対話イン新潟

平成26年10月30日(木)

会場：朱鷺メッセ2階スノーホール

主催：新潟県 新潟市 ERINA

参加者：200名

▽中国黒龍江省－ロシア沿海地方－日本

複合一貫輸送ルート利用輸送実験報告会

「一般財団法人貿易・産業協力振興財団」助成事業

<大阪会場>

平成26年11月12日(水)

会場：大阪商工会議所6階「白鳳の間」

<東京会場>

平成26年11月13日(木)

会場：日中友好会館 大ホール

### セミナーの開催

▽平成26年度第3回賛助会セミナー

平成26年11月18日(火)

ANAクラウンプラザホテル新潟「阿賀」

『環境未来都市としての富山市の取り組み』

【講師】富山市環境部長 和田秀俊 氏

2014年11月1日、習近平国家主席は福建省平潭島を視察した。平潭島は福建省最大の島(372平方キロメートル)で、台湾との至近距離を生かして台湾企業との交流が盛んに行われている。習近平主席は福建省に17年間勤務した経験があり、在任中に20回にわたり平潭島を視察したと言われており、今回も平潭島の発展を力強く激励した。それを受けて、平潭島を中心に福建省が上海に次ぐ全国2番目の自由貿易試験区になるのではないかと憶測が広がっている。

習近平主席は、内陸部を中心とする「シルクロード経済ベルト」構想と、沿海部を中心とする「21世紀海上シルクロード」構想を国家戦略として打ち出している。平潭島の自由貿易試験区への承認は、「21世紀海上シルクロード」構想の一環と見なすことができ、十分可能であると考えられる。

地方レベルの発展戦略の策定と実施は、中国全体の国際戦略に強く影響されていると言える。そういう意味で、中国地域経済研究は、世界における中国の役割や中国の周辺国戦略の視点から分析することも重要であろう。(M)

発行人 西村可明  
 編集委員長 三村光弘  
 編集委員 新井洋史 中島朋義 Sh. エンクバヤル 穆堯芋  
 発行 公益財団法人環日本海経済研究所©  
 The Economic Research Institute for  
 Northeast Asia (ERINA)  
 〒950-0078 新潟市中央区万代島5番1号  
 万代島ビル13階  
 13F Bandaijima Bldg.,  
 5-1 Bandaijima, Chuo-ku, Niigata City,  
 950-0078, JAPAN  
 Tel: 025-290-5545 (代表)  
 Fax: 025-249-7550  
 E-mail: webmaster@erina.or.jp  
 URL: http://www.erina.or.jp/

発行日 2014年12月15日

(お願い)

ERINA REPORTの送付先が変更になりましたら、お知らせください。

禁無断転載